

一八世紀前期における三井大元方の権力構造

——帳簿の様式と正徳期の内部対立を中心に——

村 和 明

はじめに

一 「大元方勘定目録」の様式にみる時期区分

二 設立当初の大元方の性格

(一) 大元方設立の経緯

(二) 初期の大元方

三 三兄弟による統制の強化

(一) 本店の別宅手代貸付の問題化

(二) 三兄弟の本店一巻統制強化

(三) 八郎右衛門高治と本店一巻

四 正徳四年「大勘定」と中西・小林の動向

(一) 枝店の経営難の露呈

(二) 正徳四年「大勘定」の会計処理

(三) 特別会計と「相統講」

(四) 大元方制度の整備

五 享保元年「大勘定」と中西宗助の攻勢

(一) 京両替店と中西宗助

(二) 綿店と中西・小林

(三) 同苗と中西宗助

(四) 諸店と同苗の空間的關係

おわりに

はじめに

本稿は、大元方の組織上の特質と変容を、おもに帳簿の様式の変化と、成立後の主要構成員の対立・緊張関係の分析から検討しようとするものである。

大元方は、概説的にいえば、近世から明治初頭の三井において、すべての店舗の上位に位置して、資産と事業を統括するとともに、十前後の家からなる三井同苗をも指揮した機関であった。会計制度上の組織としての大元方については、豊富に現存する帳簿類の分析から、かなり詳しく明らかにされている。⁽¹⁾ 大まかな流れとしては、宝永七（一七一〇）年初頭に始動して以来、総資産の掌握・再分配の機能をもったが、一八世紀中期以降、紀州家が賦課した膨大な御用金や同苗の借財の累積などによって機能不全に陥ってゆき、安永三年（一七七四）に破局をむかえ、同苗と諸店舗が三群に分裂、大元方は形骸化する（「安永の持分け」）。その後、寛政九年（一七九七）に一つに復するが（「寛政一致」）、その後の大元方は、諸店舗からの利益の上納が限定的となり、総資産の把握という点では後退した。

さて、大元方は他方で、当然ながら人間で構成される一部局でもあって、定期不定期に寄合（寄会とも書く）を開いて重大事について議論し、決定を下し、指揮命令をおこなった。大元方のこうした側面については、従来あまり詳しく明らかにされていない。

むろん三井の歴史を叙述するうえで必須の要素であるので、従来も概説的、もしくはトピック的にはさまざまに触れられてきた。『三井事業史』においては、資料篇において大元方の通達や寄合の記録（「聞書帳」「会日落着帳」）、決算報告書（「大元方勘定目録」）、部門とのやりとり（「永要録」）が一部翻刻紹介され、解題が付された。とくに享保期

の寄合にかんしては、やや詳しく検討されている。^② また同本篇においては、通史的な叙述の中でいくつかの時代において紙幅が割かれている。区切りとしては、成立から享保期にかけて、享保中期から元文期、宝暦期から安永期、寛政一致後、となっている。また、初期の最高幹部の地位が非常に高く、かつ相互の対立が激しく、大元方を頂点とする事業組織の統合には時間を要したこと、などが述べられている。^③ 賀川隆行は、三井大元方の資産推移を明らかにするなかで、その変容にも触れ、また三井家の同族組織を概説するなかで大元方についても触れている。^④ これらで明らかにされている大まかな流れは、一八世紀後期に、同苗の家業怠慢・浪費・借財、本店の経営不振などを背景とする内部対立が高まり、安永期の破綻につながったというものである。

従来指摘されている事柄については、本論で順次触れていくが、大元方の変容を考えるうえで特に重要な指摘二点についてはここで触れておく。まず、享保五年（一七二〇）下期まで、元々の割歩（総資産に占める権利の割合）が存在したが解消されたとの指摘である。^⑤ 次に、賀川隆行が指摘している、享保四年（一七一九）の画期性である。三井各家の割歩が確定して、「大元方勘定目録」に記載されるようになったとし、これを「第二世代への世代交代」「兄弟結合から家結合へ」と評価している。

本稿ではこれらの現時点における成果を踏まえ、大元方の創設からの変容を検討する。

筆者は別稿において、高利が没したところから宝永期に大元方が設置されるまでの三井の指導体制の変貌を検討し、総帥であった三井高富の急死が大元方の設置の契機であったことを論じた。^① 詳細は本論において改めて触れるが、本稿は対象時期においてはその続編としての性格ももつ。ただし、別稿では高富が全体を指揮する立場にあったことを明らかにするため、高富と諸部門との関係に紙幅を割いたが、本稿では大元方を構成する同苗中の重鎮三兄弟と最高幹部の中西宗助、および中西が小林善次郎とともに率いた本店一卷が、主な検討対象となる。

同時代の大規模な組織を考えると、武家においては、重臣の合議が意思決定において非常に重要な意義をもつことはごく当たり前にみられる。⁽⁸⁾ 商家においても、若干の類例が知られる。鴻池では、享保前期から主人はただ君臨するのみで、別宅手代による運営がおこなわれたという。⁽⁹⁾ 大黒屋富山家では、享保二〇年（一七三五）から、「元方役」と称する三名が主人をも監督した。⁽¹⁰⁾ 大丸下村家では、寛保三年（一七四三）より、「元方寄合」で諸事を決定し、明和八年（一七七二）には「大元方」を設置したという。⁽¹¹⁾ こうした三井以外の商家における事例でも、組織統治の内部構造、権力構造に踏み込んだ仕事はあまりない。本稿は近世の巨大商家における最高意思決定の構造の把握という点、また近世社会のなかの巨大組織としての一般化に向けても、意義をもつと考える。

次に、おもな史料について述べておく。大元方が作成・授受する文書は多岐にわたるが、大元方そのものを分析する際に重要な文書として、①決算に関するもの、②寄合に関するもの、③発令文書、がある。①のもっとも主要なものが、三井の史料のなかでも非常に知名度の高い「大元方勘定目録」である。大元方が始動した宝永七年（一七一〇）の上期分にはじまり、明治初期までほぼ完存している。⁽¹²⁾ ②の中核は、寄合の日時・出席者・議題・決定事項などを記した「寄合帳」（最初の一冊だけ「会日落着帳」と題する簿冊で、享保四年（一七一九）一二月からほぼ完存している。⁽¹³⁾ ③はさまざまな式目や、同苗・諸店への触状である。ややまとまったものでは宝永七年からの「聞書帳」、正徳期からの「評儀申渡帳」「元方触状留」が古い。網羅的ではない（『事資』七八五頁）。

人的な機関として大元方をみる場合は、②が重要であるが、享保四年（一七一九）以前の寄合は系統的な記録がない。③も断片的である。創業以来の歴史の素材としては、享保七年（一七三二）成立の家史「商売記」が古くから利用されてきたが、これは大元方にまったく触れていない。同時に成立した家法「宗窓遺書」は、全体としては高利の遺訓の継承を匂わせ、大元方に加わるべき同苗中の「大元方頭領役」（元方役）および手代中の元々についての規定を含んでい

るが、享保期の制度を記すものであって、それ以前の時代をこれに基づいて理解するのには慎重でなければならない。全体に、三井において文書が体系的に残っているのは享保期以降で、それ以前については享保期に編纂されたものに依拠せざるを得ない部分が多いが、これらは同時代の課題に規定され、実像とは異なる部分がある。⁽¹⁵⁾ また高利没後の展開については触れるところがきわめて少ない。大元方の成立経緯などについては、最高幹部中西宗助が享保二年（一七一七）に提出した「中西宗助覚」がもっとも基本となる史料で、本稿でも参照するが、同時代における中西の立場と志向に留意して分析しなければならない。

以上のような史料的制約があることを踏まえ、本稿では、まず第一章において、もっとも古くから完存している①の「大元方勘定目録」を、定点観測的な素材として利用する。その文書としての様式をみて、大まかな画期を把握し、基本的な変化の性格を推測する。ついで第二章において、様式論による見通しを踏まえ、第Ⅰ期における大元方をめぐる動向を詳しく検討して、第Ⅱ期にいたる変化を考える（これ以降の変化については別稿を期したい）。後者の検討においては、戦前の三井家編纂室が編んだ『第一稿本三井家史料』が今なお非常に役立つ。⁽¹⁶⁾

なお、本稿中で頻出する名称のうち、手代とくに重役の職階について一言しておく。宝永七年（一七一〇）五月の大元方の会合を「頭役・名代・支配人寄会」といった例や、正徳三年（一七一三）三月付で手代たちに宛てられた文書に「先代より銘々存知之通惣手代格式被立置、惣頭・名代・支配人・組頭・役頭・上座・其以下共ニ夫々役柄其別分明ニ而混乱無之事」といった例がある。⁽¹⁶⁾ 享保期以降、職階の整備・細分化が進むが、この時点ではこれくらい認識であった。本稿ではここでいう頭役＝惣頭、もしくは元^ノが、特に頻出する。大元方が始動した宝永七年（一七一〇）一月付で、「惣頭」を「元^ノ」と改める旨が決定されているが、⁽¹⁷⁾ すぐに定着するものではなかったようである。

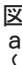
- (1) 中田易直『三井高利』吉川弘文館、一九五八年。由井常彦「わが国会社企業の先駆的諸形態」『経営論集』一〇―四、一九六三年。安岡重明『財閥形成史の研究』ミネルヴァ書房、一九七〇年（増補版一九九八年）。賀川隆行『近世三井経営史の研究』吉川弘文館、一九八五年。
- (2) 三井文庫編集・発行『三井事業史資料篇一』、一九七三年。以下類出するので、『事資』と略称する。
- (3) 三井文庫編集・発行『三井事業史 本篇一』、一九八〇年。以下『事本』と略称する。
- (4) 賀川前掲著一九八五。同『三井家の同族組織』『近世江戸商業史の研究』大阪大学出版会、二〇〇二年所収（初出一九八八年）。
- (5) 『事本』一一九頁。西川登『三井家勘定管見―江戸時代の三井家における内部会計報告制度および会計処理技法の研究』白桃書房、一九九三年、一一二頁。
- (6) 賀川前掲著二〇〇二、三三五～三三六頁。
- (7) 拙稿「三井初期の集団指導体制の変容―宝永期の三井高富と大元方成立」『三井文庫論叢』五〇、二〇一六年（以下二〇一六aとする）。
- (8) 三井は職階名などにおいて武士の組織を思わせる面がかなりあるが、これがどの程度本質的な類似であるのかはなお課題である。
- (9) 安岡前掲著一九七〇。
- (10) 吉永昭「伊勢商人の研究」『史学雑誌』七一―三、一九六二年。
- (11) 大丸二百五十年史編集委員会編『大丸二百五拾年史』大丸、一九六七年。
- (12) 詳しくは、大元方作成の簿冊をテーマ別に分類・配列した、『三井文庫所蔵史料 第8集 主要帳簿目録（大元方等作成分）』（三井文庫編集・発行、二〇〇一年）を参照されたい。
- (13) 本稿の対象時期では、正徳四年（一七二四）下期、享保六年（一七二二）上期、寛保元年（一七四一）上・下期、が欠けている。

- (14) 表紙・小口にうたれた通し番号からみて、作成された簿冊としては完存しているとみられるが、巻の間が数か月程度飛ぶ場合がある。理由は不明である。
- (15) 拙稿「享保期の三井における家法・家史と祖先顕彰―三井高利の事績をめぐって」藤田覚編『幕藩制国家の政治構造』吉川弘文館、二〇一六年（以下、拙稿二〇一六bとする）。
- (16) 明治四二年（一九〇九）印刷、全八四冊。東アジア伝統の公式史書の形式にならない、当主ごとに巻を分け、その名前によって綱文を立て記事を採録してゆく方式をとる。店・御用の名前と実際の人物の活動が乖離していくに従って、あるいは経営から遊離している当主については、事業上の実態は反映しづらくなっているが、初期および維新时期についてはそのまま利用できる（他の同苗についても、元方役・店名前・御用名前の変遷を踏まえて参照すれば極めて有用である）。なお当時の編纂活動には時間の制約が大きかったようである。綱文や人物比定にしばしば単純な誤りがみられ、また現在の三井文庫所蔵史料に比すと参照した範囲はやや狭いが、綱文に示された以上に幅広い内容を含む史料を多数採録しており、表向きの編纂・採録方針とやや異なる編纂者たちの課題意識をうかがうことができる。以下、『稿本某』の形で略記する。
- (17) 「聞書帳」「事資」二〇一頁、「元方御触状留」「稿本高久」一一一頁。
- (18) 『事資』「解題」七九四頁、拙稿二〇一六a、八七頁。


一 「大元方勘定目録」の様式にみる時期区分

本章では、大元方が作成した書類のなかで最も重要なもののひとつ、「大元方勘定目録」の様式を分析する。数値で示される帳簿としての構造・内容の分析⁽¹⁾ではなく、提出者・宛先などの署名に注目する。いわば古文書学的方法による（非常に原始的なレベルだが）。

まず、様式上の大きな変化を示して時期を区切り、ついでその中の細かな変化を検討していく。細かな変化の検討に際しては、印に注目する。署名のみで捺印がない場合がみられるのである。「病氣」「在江」など、捺印がない理由が示されている場合もある。署名部分は、「大元方勘定目録」の筆記者（以下単に筆記者という）が一律に記したもので、のちにそれぞれが捺印したとわかる。ここから、署名からはあるべき形式上の秩序を、捺印は実際の関与を、それぞれ読み取ることができるといえる。

「大元方勘定目録」の顕著な変化を、 a & d に示した。以下、この図版にそくして検討してゆく。

第Ⅰ期（宝永七年～享保三年）

まず  a として、最初の一冊である宝永七年（一七一〇）上期のものを示した。⁽²⁾ 中西宗助（三五歳⁽³⁾）・松野治兵衛（三八歳）の元ノ二名が差出（イ）、創業世代である高平（五八歳）・高治（五四歳）・高伴（五二歳）の同苗三兄弟⁽⁴⁾が宛先（ロ）である。非常にシンプルな様式で、ここから享保三年（一七二八）下期までは、すべて同じ顔ぶれである。この期間を第Ⅰ期と呼ぼう。

この時期における比較的大きな変化として、正徳二年（一七一二）上期より、差出の二名の一方に「勘定」と肩書きされるようになる。毎年の上期と下期の「勘定」は、常に同じである。どちらか一方に作成の責任があることが示されるようになる⁽⁵⁾と理解できる。

ついで、捺されている印を検討して、さらに小さな変化をみていこう。

前提として、「大元方勘定目録」で印が捺されている箇所について述べておく。全期にわたって、差出などの署名部分に捺される印とは別に、本文の個々の数字に、小さな印（以下、小型印という）が頻繁に捺される。数値を確認した

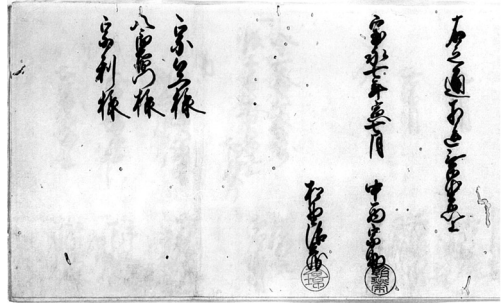
ことを証したものといえる。これらの小型印はだれのものであろうか。⁽⁵⁾表1に、小型印の印影・印文と、それが捺されている冊に「勘定」として署名している重役を示した（享保一九年からは「勘定改」。この意味は後述）。角aは、一方に「勘定」と記されるようになる前に使用されている。この間のどの冊も、松野治兵衛の印が別に捺されており（署名部分と同じ印が本文に捺されるのは第I期のみ）、中西のみが「勘定」とある享保七年のものでも使用されているから、中西宗助の印とみてよからう。角bは中西か松野か決め難い（印文は松野の別の印に似る）。これ以降は、基本的に同じ重役が「勘定」とある冊（享保一九年からは「勘定改」）で使われていることがわかり、その重役の印であることがほぼ確実である。またここから、本文の個々の数字を確認する人物は、原則一名の重役であるとわかる。同苗は、本文の数値にはまったく捺印はしていないといえる。

また冊子の綴目の表裏にもしばしば印が捺される。署名部分の印のことも、本文に捺される小型印のこともある。これらを踏まえて、第I期のなかの変化を細かく見てみよう。宝永七年（一七一〇）下期から正徳元年（一七一）下期まで、正徳四年上期は（角bが松野なら二・三年も）、中西宗助・松野治兵衛の印がともに本文および綴目に捺されている。この間は、中西と松野が等しく責任を負って共同で作成していたといえる。

正徳二年上期からは、前述したように、中西か松野の一方に「勘定」と記されるようになるのだが、正徳四年上期までは、計算の最後の値（正徳四年上期からは「惣物高」と記される、総資産の値⁽⁶⁾）に、中西宗助の署名と同じ印が捺される。これは中西・松野のどちらが「勘定」でも一様である。この間は、中西か松野の一方が作成したのだが、最終的に二名を代表して高平・高治・高伴に報告するのは、中西宗助の責任であったと把握できる。

ついで、正徳五年から享保二年にかけての三年間は、すべて「勘定」が松野治兵衛となり、松野の印のみが捺される。享保三年は、かわって中西宗助の「勘定」となり、中西の印のみが捺される。この時期は、両名のどちらかが責任を負

図 a 第 I 期 (宝永七上〜享保三下)



(イ) 右之通相違無御座候、以上

宝永七年寅七月

(元ノ、京本店) 中西宗助印

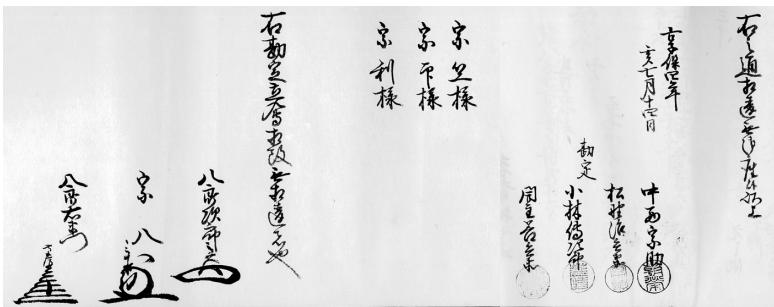
(元ノ、京兩替店) 松野治兵衛印

(ロ) (北ノ高平) 宗八様

(新ノ高治) 八郎右衛門様

(室ノ高伴) 宗利様

図 b 第 II 期 (享保四上〜享保一八下)



(イ) 右之通相違無御座候、以上

享保四年 亥七月十四日

(元ノ、京本店) 中西宗助印

(元ノ、京兩替店) 松野治兵衛印

勘定 小林伝次郎印

(元ノ、京本店) 小林伝次郎印

(元ノ、京兩替店) 開主善兵衛印

(ロ) (北ノ高平) 宗八様

(新ノ高治) 宗八印様

(室ノ高伴) 宗利様

(ハ) 右勘定立会、相改、無相違者也、

(南ノ高久) 八郎次郎 高久 (花押)

(小ノ) 宗八 高春 (花押)

(北ノ高平) 八郎右衛門 高房 (花押)



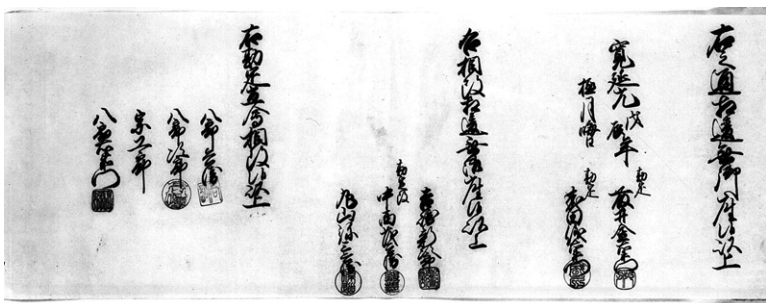
図c 第三期（享保一九上〜寛延元上）

(イ) 右之通相違無御座候、以上
享保十九年
勘定(大元方) 森田儀右衛門 ㊤
勘定(大元方) 細田万次郎 ㊤
庚七月十四日

(二) 右相改、相違無御座候、
勘定改(元方、京本店) 岡本伝右衛門 ㊤
勘定(大元方、京兩替店) 松野市郎兵衛 ㊤
大元方、京本店

(ロ) 宗清様

(ハ) 右勘定立会相改、相違無御座候、已上
北(高橋) 宗清 ㊤
伊(高橋) 庄之助 ㊤
病氣無判
新(高橋) 八郎右衛門 ㊤



図d 第四期（寛延元下）

(イ) 右之通相違無御座候、以上
寛延元戊辰年
勘定(元方掛名代、大元方) 藤井金右衛門 ㊤
勘定(元方掛名代、大元方) 森田儀右衛門 ㊤
極月晦日

(二) 右相改、相違無御座候、以上
元(京本店) 吉崎新次郎 ㊤
勘定改(元方、京本店) 中西茂兵衛 ㊤
元(京兩替店) 丸山弥三兵衛 ㊤

(ハ) 右勘定立会、相改候、以上
小(高橋) 八郎兵衛 ㊤
南(高橋) 八郎次郎 ㊤
北(高橋) 宗工郎 ㊤
新(高橋) 八郎右衛門 ㊤

表 1 「大元方勘定目録」の数値に捺された小型印

	印影	印文	使用冊の勘定（～享保 18）/ 勘定改（享保 19～）	使用冊（本文） における他の印
角 a		「且」	・中西宗助 or 松野治兵衛（宝永 7～正徳元） ・中西宗助（享保 7）	宝永 7～正徳 1 は松野治兵衛の印も併用
角 b		「■改」	・中西宗助（正徳 2・4） ・松野治兵衛（正徳 3）	すべて「惣有物高」項に中西宗助の印も
角 c		「彪」	松野治兵衛（正徳 5、享保元・2・6・8・11・18）	・正徳 5～享保 8 は丸 a も併用 ・享保 8 は角 f も併用
丸 a		「富」	松野治兵衛 [諱：富■]（正徳 5、享保元・2・6・8）	・すべて角 c を併用 ・享保 8 は角 f も併用
角 d		「令」？	中西宗助（享保 3）	
角 e		「善」	小林伝 [善] 次郎（享保 4）	
角 f		「正」	開主善兵衛 [諱：正種]（享保 5・8・9・10）	享保 8 は角 c・丸 a も併用
丸 b		「宗改」	中西宗助（享保 12）	
角 g		「岡見」	岡本伝右衛門（享保 13）	
ヒョウタン		「方見」	橋井利兵衛 [諱：方秀]（享保 14）	
角 h		「高改」	橋井利兵衛（享保 14）	表紙の上隅にのみ捺印、本文はヒョウタンのみ使用。特殊か
角 i		「剛」	寺井瀬兵衛（享保 15）	
角 j		「伝改」	岡本伝右衛門（享保 16・17・19・元文 2）	
角 k		「利恒」	加東藤助 [諱：利恒]（享保 20・元文 3）	
角 l		「有直」	山下甚蔵 [諱：有直]（元文元）	
丸 c		「岡見」	加東藤助・岡本道繁（元文 4）	
角 m		「円山」？	丸山弥三兵衛（元文 5）	

※重役の諱は遺書や「判鑑帳」（殊 219）による

※印文の釈読には、保崎直子氏の御協力を得た。

う体制になったといえよう。

こうした様式から、第一期の大元方の権力構造について、見通しを立ててみよう。基本的には、中西宗助と松野治兵衛の二名が、高平・高治・高伴の三兄弟に報告する体制であった。中西・松野は、大元方創設時に担当とされた重役であり、彼らが創業世代の生き残りに報告する形式である（詳しくは第二章で検討する）。

当初は両者が共同で業務に当たったが、次第に交替でどちらかが責任を負うようになった。正徳四年下期までは中西が中心であったが、同五年からは松野治兵衛に中心が移り、享保三年（一七一八）には再び中西が中心となった。

第二期（享保四年～同一八年）

図 b に示したのは、享保四年（二七一九）上期のものである。差出（イ）に、中西・松野に加えて、小林善次郎（伝に作っている）・開主善兵衛の二名の元ノが新たに加わっている。宛先（ロ）は第一期と変わらず、創業の同苗三名である。大きな変化は、次世代の同苗三名、高久（四八歳）・高春（四五歳）・高房（三六歳）が、（イ）（ロ）の奥に「勘定立会、相改」めたとして署名し、花押を据えている点である（ハ）。これは監査というべき記述であって、創業世代の同苗に対して元ノの報告内容を証する立場といえよう。享保一八年（一七三三）までは、この三要素が共通してみられるが、顔ぶれは変化する。この時期を第二期と呼ぼう。

ついで第二期のなかの変化を、差出（イ）、宛先（ロ）、監査の奥書（ハ）ごとに見てゆこう。

まず差出（イ）であるが、人数が三、四名ほどに増える。署名する重役を、表 2 に示した。第一期から引き続き中西・松野が見えるほか、彼らと同じく宝永期以来の実力者である開主善兵衛（京綿店）・小林善次郎（京本店）の二名が加わるが、この二名は隠居してゆく。替わって岡本伝右衛門・橋井利兵衛（京本店）、寺井瀬兵衛（京両替店）ら加わ

表2 第Ⅱ期における「大元方勘定目録」提出者

		享保4	享保5	享保6	享保7	享保8	享保9	享保10	享保11	享保12	享保13	享保14	享保15	享保16	享保17	享保18	備考
中西宗助	本店	●	●	勘	●	●	●	●	勘	●	●	○	○				元〳、享保15年大元〳、同18年8月没。
松野治兵衛	両替店	●	●	勘	●	勘	●	●	勘	●	●	●	●	●	●	勘	元〳、享保15年大元〳。
小林善次郎	本店	勘	●	●													元〳、享保8年6月退隠、同10年没。
開主善兵衛	綿店	●	勘	●	●	●	勘	勘	●	●							元〳、享保14年7月退隠。
岡本伝右衛門	本店									勘			●	勘	勘	●	享保4年大元方見習、同15年元〳。
橋井利兵衛	本店											勘					享保4年大元方見習、同15年元〳、同16年4月退隠。
寺井瀬兵衛	両替店												勘	○	○	○	享保5年大元方付、同17年元〳。

※勘は「勘定」、●は署名捺印、○は署名のみで無印

※上期・下期は全て同(享保6年上期のみ現存しない)

※重役の職歴は「年数控」「寄会帳」などによる

る。岡本・橋井・寺井は、享保初期に名代の地位にあり、「大元方見習」や「大元方付」(のちの元方掛名代に当たるだろう)を命じられた重役で、元〳となる数年前から決算を行っている(世代的には宝永期以来の実力者たちと変わら⁽¹⁰⁾ない)。引き続き連署するうちの一名に「勘定」と肩書があり、原則的に年ごとに交替していつている。中西・松野以外の重役も加わり、輪番で決算事務を行うようになったといえる。中西は享保一四年、寺井は同一五年を最後に、署名のみで捺印しなくなっており、事实上は京両替店の松野治兵衛と京本店の岡本伝右衛門の二名が担当するようになっていった。

次に宛先(口)は、第Ⅰ期に引き続き高平・高治・高伴の三兄弟であるが、次第に減ってゆく。享保一一年(二七二六)上期からは高平・高伴の二名宛となり、ついで享保一四年下期からは宛先は高平単独宛てとなる。これはそれぞれ、享保一一年六月に高治が没し(享年七〇歳)、同一四年閏九月に高伴が没した(享年七一歳)ためであろう。大元方の決算報告を受ける創業世代が老

い、死んでゆく時期であった。

最後に、新たに登場した要素である監査の奥書（ハ）であるが、しばらくは**図b**に示した高久・高春・高房の三名で、享保七年（一七二二）以降は高久・高春の両名は花押がみられなくなり、高房も花押でなく印を捺すようになる。享保八年上期からは、高方（三六歳）が加わって四名となる。署名だけで印がなくなった高久は享保九年下期を最後、高春は同一一年下期を最後に名前がみられなくなり、以降享保一八年下期まで、高房・高方の二名のみが署名・捺印する。高久は享保一〇年六月に剃髪し宗悦と号し（五四歳）、同年上期から隠居料を支給され、同一五年に隠居所へ引越し、高春は同一一年一二月に剃髪し宗信と称し（五二歳）、翌年上期より別宅し隠居料を支給されている。⁽¹¹⁾両名は家督を譲り明確に隠居すると、形式上も署名しなくなるが、その数年以前から、実務からは一歩引き、捺印はしなくなったものといえる。

監査の奥書（ハ）への署名は、どのような立場によったのだろうか。享保四年（一七一九）一二月からは、大元方の寄合の記録が残されているが、高久・高春・高房は、（イ）に署名する元メたちとともに小規模な寄合に出席している顔ぶれであって、後世でいう「元方掛」「元方役」「大元方頭領役」に当たると思われる。⁽¹²⁾

ただし、本文の数値に捺される小型印は、差出（イ）のうち「勘定」と肩書される元メ一名と対応する印のみで、（ハ）の同苗と対応するとみられる印はない。享保八年（一七二三）上下のみ、松野治兵衛が「勘定」だが、本文の数値には、松野とともに開主善兵衛の印も捺されており（表1）、⁽¹³⁾どういうわけか二名で内容を確認したものらしい。

こうした様式から、第Ⅱ期について見通しを立ててみよう。まず、中西・松野以外の元メが大元方に入ってきた。宝永期以来の実力者七名のうち、大坂両替店の野崎新兵衛は前年に没し、⁽¹⁴⁾脇田藤右衛門は江戸本店、田牧藤兵衛は大坂綿店にいたから、在京する実力者全員が、大元方に加わるようになった。元メによる決算事務は輪番で、小林・開主の引

退後は名代から元ノに昇進する前後くらいの重役も加わっていて、当初の中西・松野の特権的な地位から権限が分散し、あるクラスの重役が等しく大元方に加わったのではないか。

また同苗からは、創業世代に加えて第二世代が入ってくるが、ただし勘定に「立会」って監査する地位であり、報告者でも報告先でもない点は注意しておきたい。

第三期（享保一九年上期～寛延元年上期）

図cに、享保一九年（一七三四）上期のものを示した。大きな変化は、差出（イ）が、元ノ・元方掛名代クラスの重役ではなく、細田万次郎（五三歳）・森田儀右衛門（六〇歳）という、職階はずっと低い大元方専従の役人（詳細は別稿を予定）となったことである。両名ともに「勘定」とある。第二期に差出（イ）であった松野（六一歳）・岡本（五八歳）は、そのすぐ後に、内容を「改」めたとの監査の文言で、新たな位置（ニ）に署名している。岡本の肩に「勘定改」と記される。宛先（ロ）は、第一期以来の生き残りである高平（八二歳）である。立会（ハ）は、第二期以来の高房（五一歳）・高方（四七歳）に加え、彼らと同じ第二代である高勝（四三歳）が加わっている。ただし病氣との理由で捺印はしていない。寛延元年（一七四八）上期までは、この要素は変わらない。この時期を第三期と呼ぼう¹⁵。

この時期の変化をみていこう。差出（イ）は延享四年（一七四七）下期までは変わらず細田万次郎・森田儀右衛門の二名で、寛延元年（一七四八）上期は森田（七四歳）と、この年大元方役人となった藤井金右衛門（五五歳）となる。細田はこの年八月に没している（六七歳）。担当者が固定されており、高齢化が甚しかったといえる。

宛先（ロ）は、元文元年（一七三六）上期より、高平（八四歳）から高房（五三歳）に変わる。高平は創業世代の生き残りで、高利の没後から他の兄弟の親代りとして「親分」といわれ、第二期からはその地位に対して役料も支給され

ていた。⁽¹⁶⁾ その死は元文二年で、高房はその翌年正月にかわって親分に就任しており、元文元年（一七三六）における高房の地位は北家の隠居というべきである。「大元方勘定目録」は、創業世代への報告から、北家の隠居への報告へと変化した。

立会（ハ）は、高勝が元文三年（一七三八）まで（四七歳）名前があるが、常に「病氣無判」とあって、一度も捺印していない。制度上はここに加わるべき人物であったのだが、一度も実践はしなかったのである。元文元年（一七三六）上期からは、高房が（ロ）宛先に移り、かわって高副（小②、四二歳）、高博（南②、三六歳）が加わる。元文四年（一七三九）・五年の四冊だけは（寛保元年分は現存していない）、大元ノ松野（三井八寿と改名）・岡本の二名がここに署名している。寛保二年（一七四二）上期からは高美（北④、二八歳）が加わる。高美は延享四年（一七四七）上期には（三三歳）早くも署名のみで捺印しなくなり、同年下期からは弟の高弥（新②、二九歳、実高房子）が加わっている。第三期から、「大元方勘定目録」は元方役同苗への役料支出を記載するようになり、元方役の推移が明確となるが、（ハ）の署名者と顔ぶれの推移が基本的に一致している。⁽¹⁸⁾ 高美・高弥は、いずれも高房の子で、二〇代で八郎右衛門を称し、同時に元方役となったものであった（高弥は不行跡な兄高美に替わったもの）⁽¹⁹⁾。

重役による改（ニ）は、当初松野・岡本の二名で、享保二〇年（一七三五）から京本店の山下甚蔵⁽²⁰⁾・加藤藤助⁽²¹⁾、元文四年（一七三九）から京両替店の丸山弥三郎⁽²²⁾、寛保三年（一七四三）から京本店の中西茂兵衛⁽²³⁾が加わる。

小型印をみていくと、本文の数値に捺される印は、一貫して重役の改（ニ）に「勘定改」として署名している人物と連動しており（表1参照）、新たに差出（イ）となった大元方役人のものではない。いっぽう、綴目の印は、元文元年（一七三六）上期より、大元方役人兩名の印となる。元文三・四年は一時的に（三）の「勘定改」の重役の印となるが、その後すぐ大元方役人兩名の印に戻る。この第三期になり、「大元方勘定目録」は、大元方専従の役人が作成し、数値

を元メクラスの重役が確認し、元方掛同苗が監査の印を捺す、という作成手順が変わっていったのである。

以上から、第Ⅲ期について、見通しを考えてみよう。

元メクラスが提出者から監査者に変わり、大元方専従の手代が提出者となることは、大元方の官僚化を意味するのではないか。元メたちの関与の度合いは、第Ⅰ・Ⅱ期から後退したというべきである。全体的に世代交代が進んでゆくが、提出者である大元方役人だけはほとんど後退せず高齢化が進んでいく。彼らの負担が増加していった時期であろう。また提出先や元方役同苗の顔ぶれから見ると、北家による支配の印象が強まっていったのではないか。

第Ⅳ期（寛延元年下期）

図dとして、寛延元年（一七四八）下期のものを示した。大きな変化は、宛先（ロ）が無くなったことである。高房はこの年一〇月に没しており（六五歳）、彼にかわり宛先となる重みをもつ同苗は存在しなかったことを物語る。差出（イ）は大元方役人、監査（ニ）は元メ、立会（ハ）は元方役同苗で、変化がみられない。

この形態はこの後長く、文化期まで変化しない⁽²⁴⁾。したがってこの時期の変貌については詳述しない。第Ⅳ期の見通しとしては、大元方の上位に位置する権威者の欠如ということが想定される。従来明らかにされてきたような、明和・安永期の機能不全・分裂への端緒と言えないであろうか。

諸元ごとの整理把握

本章の終わりに、諸元ごとに変化を整理し直して示しておこう。

（イ）は、様式としては差出である。肩書に「勘定」とつくことなどから、「大元方勘定目録」の作成、すなわち最終

決算の記載に責任をもつ存在である。第Ⅰ期は中西・松野、第Ⅱ期は元ノ・元方掛名代、第Ⅲ期からは大元方役人二名である。

(ロ) は、様式としては宛先である。おおよそは、大元方を注視する上位者、三井内部における最高の権威であるといえよう。第Ⅰ・Ⅱ期は創業の三兄弟で、Ⅲ期の途中で親分高平から、北家の隠居高房に替わる。親分や元方役とは一致しない点が注目される。第Ⅳ期にはなくなる。

(ハ) は、様式としては奥書である。「勘定に立会って改める」との表現から、内容を監査する存在である。第Ⅱ期に登場し、以降一貫して元方役同苗（大元方頭領役）と思われる。数年のみ、大元ノ二名が加わる。

(ニ) は、様式としては(イ)に続く提出者であろう。「改」といい、内容の数値に確認の印を捺しているから、機能としては監査であろう。第Ⅲ期から登場し、元ノクラスの重役が署名する。(イ)が大元方役人となったことに対応している。

(1) 西川前掲著一九九三。なお西川は、断片的に現存する元禄期の帳簿については宛先にも注意しているが（同著、八六頁など）、「大元方勘定目録」の分析にさいしては着目していない。

(2) 『事資』に全文翻刻（六四四～六五二頁）。

(3) 中西宗助の年齢については、享保一八年（一七三三）に享年五八歳で没したという記録（本店筋三都店々并元方松坂店大元ノヨリ通勤支配迄死去之者法名并姓名録」本九九四）による。これは貞享四年（一六八七）に三井に奉公した時点（この年月は奉公人請状の控えから確認できる。「京江戸大坂手代請状控」別一一八七）で一二歳という、享保九年（一七二四）の遺書（遺書来歴録上」本一〇二九一二）の回顧とも一致する。ただし、中西自身の回顧は首尾一貫しないところがある。たとえば京本店の支配役を命じられた際、正徳四年（一七一四）の回顧では二四歳（《中西宗助合力歎願書下

書』別一九一―(一)、享保二年(一七二七)の回顧では二三歳(「中西宗助覚」『事資』四八頁)とする。後者では、宝永七年(一七二〇)正月に始動している大元方について、同七年(「寅の年」)夏に高平に建議したとしている箇所もあって(同五二頁)、中西は手元控えを特に持っておらず、こうした書類をもっぱら記憶にたよって書いたものであろう。

(4) この三名に、宝永五年(一七〇八)五月に急死した高富を加えた四名が、元禄・宝永期の三井の中核であった(拙稿二〇一六a)。

(5) 大元方では、同苗や諸店、部局、重役などの印を台帳(「判鑑帳」殊二一九)で掌握していた。しかし、本文で触れたこれらの小さな印はいずれも記載されていない。

(6) 「大元方勘定目録」では、複式簿記的な計算によって算出した総資産額には不動産が含まれず、この数値に不動産を加算する計算を追記しており、常時二種の総資産額を計算していた(賀川前掲著一九八五、九頁)。

(7) 高久・高春は、高利の実子であるが、高平・高富の養子であった。系譜上は、高利の孫世代の中心であり、そのように期待されたが、血統上の孫世代である高房・高方とは一回り離れていた。宝永六年(一七〇九)に高平・高治・高伴が同苗間の関係を整理した際、彼らの息子世代は、高久・高春に対し「兄・叔父与心得可申」と命じられた(以上、村二〇一六b)。一・五世代的な位置にあったともいえよう。

(8) 『事資』では、この期にあたる享保九年(一七二四)下期のものを全文翻刻している(六五二―六七〇頁)。

(9) 宝永期に「頭手代」「惣頭」などと称され、当時の総帥高富から大きな権限と総資産に対する権利(「割」)を与えられた七名の実力者のうち(拙稿二〇一六a、四二―四七頁)。

(10) 初期の手代の年齢はほとんど不明だが、重役については満六一歳の賀(千支一巡を祝う、還暦)に大元方が祝儀を出し、「大元方勘定目録」に記載するので、明らかになる。第II期の終わりの享保一八年(一七三三)時点で、中西は五八歳、松野は六一歳、開主は六四歳、岡本は五七歳、橋井は六一歳である。寺井は不明であるが、享保一九年に没するまで年賀がみられないので、彼らより少し下くらいと推測される。

(11) 「真如堂日記」「会日落着帳」ほか(『稿本高久』二六八―二七五、一八〇頁、『稿本高春』一一七―一二三頁)。第II期

以降の「大元方勘定目録」では、支出の部および末尾の「元建差引」に各家ごとの生活費が載るが、ここの名義も次代に替わっている。

(12) 「会日落着帳 乾」『事資』二二八頁。

(13) 第Ⅲ期からは元方役の同苗に対する役料の支給が、「大元方勘定目録」に記載されるようになり、顔ぶれが明瞭になる。

(14) 大坂両替店「日記録 一番」(本一)三月一三日条。

(15) 『事資』では、この期にあたる元文四年(一七三九)下期のものを全文翻刻している(六七〇〜六九三頁)。

(16) 「大元方勘定目録」。なお、『事本』はこの年に親分位がつくられたとするが(一一九頁)、宝永期に高富は親分の権限の定めを著し、高平をさして「親分の始め」と言っており(拙稿二〇一六a、九四〜九五頁)、高平を他の兄弟が父親代わりと仰ぐことは高利の没時の申し合わせに既に見られることであり(拙稿二〇一六b、一八八・一八九頁)、高平の地位は一貫しており、享保期に各家の世代交代にともない待遇などの諸制度が整えられたものとみておきたい。

(17) 『事本』二二五頁。

(18) 各期「大元方勘定目録」。本役三、四名で、しばしば見習が一名みえる。

(19) 『事本』三三二〜三三三頁、三井文庫編集・発行『三井家文化人名録』二〇〇二年、九〇頁。

(20) 享保一六年(一七三二)元方掛名代(四八歳)、元文元年(一七三六)元(五三歳)。「年数控」(本一〇〇四)。

(21) もと大坂本店。享保二〇年(一七三五)、京本店元方掛名代(四六歳)。翌年元(京都移住)。「年数控」(本一〇〇四)。

(22) もと大坂両替店。元文元年(一七三六)一月退役、七月京両替店に再勤、九月元方掛名代昇進、寛保二年(一七四二)元(昇進)。「二ヶ所両替店并糸店相之町店人別」統一七七)。

(23) もと中井姓。この年二月元方掛名代昇進、同年一〇月、中西姓に改め元(昇進)。「年数控」(本一〇〇四)。

(24) のちに高弥(新②、明和七年より)、高清(北⑤、寛政一一年より)が親分に就任するが、宛先とはならない。

二 設立当初の大元方の性格

(一) 大元方設立の経緯

本章からは方法を改め、第一章で見通した枠組みを前提にして、大元方をめぐる問題を時間をおって検討してゆく。大元方の成立の前史については、拙稿で検討した⁽¹⁾。本稿の前提として必要な点について、簡単に振り返っておく。

元禄七年(一六九四)に高利が没した後の三井は、主要な息子である高平・高富・高治・高伴の四人が一代限りで都合している結合体であり、宝永期にはその中の高富が全体の指揮をとっていた。宝永六年(一七〇九)五月に高富が急死した後、残りの三名連署での発令がみられるが、没後百箇日を迎えた八月、三兄弟の連名で、重役手代への委任がなされた。これを示す史料の文言は、「近年我々も次第ニ及老年申ニ付、前々之通ニハ家業難励、依之頭分の手代為其代ト始終相努候様ニ、役儀相改申渡候⁽²⁾」というものであった。「我々」すなわち生き残りの三兄弟が、「其代」として勤めることを「頭分の手代」に命じたという趣旨である。このさい委任を受けたのは、高富が三つの事業組織を率いる対等の最高幹部として処遇した七名であったが、そのなかの本店一卷を率いる中西宗助・小林善次郎が、新たな組織の設置を建言する。これを伝える史料は、中西宗助の八年後の回顧が唯一のものである。よく参照される史料で、拙稿にも収録したが、本稿の内容の前提となるので、該当部分をあらためて引用しておこう。この文書は全体としては、中西宗助が三井同苗に改革を強い表現で求めたもので(この前後の事情については後述する)、その前提として自己の従来の功績を紙幅をとって叙述しており、以下の記述はその一部である。八年後の回顧であるが、宛先に当時の当事者たちが含まれているので、内容は基本的に信用してよいと思われる。

【史料1】享保二年（一七一七）「中西宗助覚」⁽³⁾

（前略、本店一巻の独立と成功）本店ハ如此店相改、新建ニ被仰付候得共、外店々綿店・両替店を初、少も不相替、綿店延ひ金ハ江戸穴蔵へ納候様成致方、其外江戸・京・大坂手代元手・普請之入め等、新町両替店より出し候仕方ニ罷成、店々延ひ金ニも手もり之筋も有之、本利とは難決筋合、（中略、高富への建言、高富の急死）宗竺様木や町ニ被遊御座候節、右之段々申上、京・大坂・江戸店々切符・売徳・功納建、其外旦那様方御賄用之筋迄書付、善次郎（小松）・私持参仕、申上候ハ、私共元々役被仰付候而も、其大元を不存、是迄之被遊方ニ而者店々善悪も見得かた候間、此度申上候書付之趣ヲ以御工風被遊、御仲間之会所と申役所を相建、惣店々共ニ一励致させ見申度段申上候所ニ、段々御覽被遊、至極之筋ニ思召候間、宗印様（高治）・宗利様江被遂御相談、追而相建可申由、其後御相談相究り候間、役所者御用所之奥ニ而、太元方と相唱、存入之趣建を致見可申由、則次兵衛（松野）・私在京之者ニ候へハ役目ニ可仕由被仰付候ニ付、奉畏、（中略）自今之致方帳面一冊ツ、書写、御判形を取、店々へ相渡し、相励せ候所ニ、夫迄迎も何方ニ如在ハ無御座候得共、何れも我物ニ仕相励候ニ付、其前々勘定之表とハ各倍を越し候段ハ、不申上候迎も御存知候御事、

中西宗助（三五歳）・小林善次郎（三九歳）の兩名が、三兄弟の長兄で隠居している宗竺高平（五八歳）に「御仲間之会所」を建言した。高平が、高治（五四歳）・高伴（五二歳）と相談したうえで設立が決定され、設計を中西・松野治兵衛（京両替店、三八歳）に指示した、という。①大元方の権限が、老いた三兄弟による最高幹部への委任を前提にしており、中西・小林の提言を受け、三兄弟が決定して創設されたものであること、②最高幹部の中から、提案者の中

西宗助と、両替店の松野治兵衛の二名を担当とすること、また場所・名称・担当者については三兄弟が最終的に決定したとみられること、③大元方の基本的な性格は「御仲間の会所」であったこと、④その目的は、中西らが「大元を見る」⁽¹⁾「店々の善悪を見る」諸店を「励ませる」ためであったこと、をpushさせておきたい。

以下、二つの点について詰めておきたい。まず一つは、大元方の基本的な性格として中西宗助が用いている「御仲間の会所」の含意である。中西の享保八年（一七二五）の遺書では、「御一家中会所相建、則大元方と号」したと述べていて（本一〇二九―二〇）、拙稿でも触れたように（拙稿二〇一六a、八六頁）、潜在的には資産に対して個別の権利を有する三井各家の会所を指すであろう。問題としたのは、この段階で、財産への権利を与えられている最高幹部がここに含まれていないか、という点である。拙稿で明らかにしたように、大元方設立にさきだつ宝永四年（一七〇七）八月、中西ら「惣頭」七名は、高富から三井の財産共有に加えることを申し渡されていた（四六頁）。「はじめに」でも触れたように、享保四年（一七一九）にはじめて「大元方勘定目録」に財産共有のうちわけが記載されるようになった際、二三〇分の一〇が元メの取り分とされておき、この間に元メの権利がいったん廃止されたことを示唆する史料は今のところ管見に入らないので、大元方創設の段階では最高幹部七名も一族の共有財産に加えられていたとみるのが妥当であろう。

創設後の大元方の最初の決算記録である宝永七年（一七二〇）七月「大元方勘定目録」をみると、全体としての必要経費を「仲間出シ切」という勘定科目名で表現して⁽²⁾いて、この名称は以降の「大元方勘定目録」に一貫してみられる。「大元方勘定目録」は、第一章で述べたように一貫して手代が作成するものであり、同苗については「様」「御」などの敬意表現を必ず伴っている。「仲間」に「御」が付けられないことは、少なくとも作成者たちにとって同苗のみを対象とする概念ではなかったと考えられよう。宝永期には最高幹部七名の名義で枝店がいくつも出され、⁽³⁾また一族に準じる

存在として一律に永井姓を与えるなどの処遇が高富により検討されていた。⁽⁶⁾ かれら七名は、手代というよりは准一族といふべきであり、三井同苗（狭義の三井一族）と彼ら七名が「御仲間」の中身として想定されていたと考えられる。

続いて、中西宗助・松野治兵衛の二名についてである。彼らはかつて宝永中期に総帥高富が均等に扱おうとした七名の最高幹部の中⁽⁷⁾から、三兄弟によって選ばれたのであろう。中西宗助が選ばれたことは、大元方の創設を提言した者であるから自然である。もう一名が、提言者であった小林善次郎ではなく、京両替店の松野治兵衛であったのはなぜであろうか。

「中西宗助寛」にある理由らしきものは「在京の者」という点である。候補となりえた宝永期の最高幹部七名は、脇田藤右衛門（宝永七年大元方始動時に五三歳、以下同）・野崎新兵衛（年齢不詳）・田牧藤兵衛（四四歳）・開主善兵衛（四一歳）・小林善次郎（三九歳）・松野治兵衛（三八歳）・中西宗助（三五歳）である。前後の時期の序列は、高富形見分けをのぞき、おそらく年齢順であるこの順である。⁽⁸⁾ 一貫して最上席は江戸の脇田藤右衛門で、大坂の野崎新兵衛・田牧藤兵衛がそれに次ぐ。その次に一貫して位置する開主善兵衛は、宝永三年（一七〇六）ごろの高富の評によれば江戸の綿店を発展させた功労者とされ、同五年七・八月にはまだ江戸にいるようだが、大元方創設前後の法事の記録をみると在京しているようである。⁽⁹⁾ またその次席はおおむね小林善次郎である（高富の形見分けのみ松野が上席）。小林は宝永初期には江戸本店を代表する立場にあったもの⁽¹⁰⁾、宝永四年（一七〇七）に、七名の最高幹部の地位が定められた段階では、上方の者として把握され、⁽¹¹⁾ 前後の法事を見ても在京しているとみられる。在京の者のうち、明らかに上位である開主や提案者の一人である小林ではなく松野が選ばれたことについては、他の理由を考えねばならない。一つには、高富の形見分けにおいてのみ、松野は小林善次郎の上に記されていて、宝永期に全体の指揮を執っていた故高富の信望が厚かったためである可能性。一つには、新設の大元方が担う、会計上諸店の上位にたつ機能は、伝統的には京両替店

が担ってきたこと（うまく機能はしなくなっていたが）が考えられる。また一つには、宝永期に総帥高富が苦慮していたように、本店・両替店・綿店の最高幹部たちは対抗しあってきたから、大元方を中西・小林に任せれば本店の力が大きくなり過ぎ、他部門の反発を招くことが当然予想されたであろう。このように考えると、松野治兵衛は、従来の経験をもとに一族や諸店との資金のやりとりを円滑におこなうこととともに、中西宗助を掣肘することも求められていたと推測することができる。

以上のようにみてみると、三兄弟の結合が三井最高の権威であり、中西・松野は、彼らの代理として委任をうけた頭手代のうちから選ばれ、彼らが執務する機関が大元方であると把握できる。この関係は、第I期の「大元方勘定目録」の形式とひじょうに適合的であるといえよう。

（二） 初期の大元方

大元方が設置されるに際しては、諸部門・諸店と大元方の関係を定める必要があった。これが「規矩録」であり、七冊が作られたらしい。¹⁴現在「両替店」宛（新九）・「御用所」宛（本一〇八五）・「綿店」宛（本一〇八六）の三冊が現存する。「両替店」は元建の額などから京両替店とみられる。¹⁵署名者は高平（五七歳）・高治（五三歳）・高伴（五一歳）の創業三兄弟と、高久（三八歳）・高春（三五歳）・高房（二六歳）の第二世代の上席三名であるが、これは中西の回顧【史料1】によれば、中西が起草して同苗の「判を取った」に過ぎないものという。これらに端的に大元方について記した箇所があるので、京両替店宛てのものを例に挙げておこう。

【史料2】 宝永六年（一七一〇）二月「規矩録」『事資』二六一頁

一、此度油小路御用場之内、大元方会所相極申候、諸方共ニ大元方江之用向在之候ハ、右会所江状通等可申越候、尤我々下役ニ頭手代共申渡置候事、

ここでの表明によれば、大元方は同苗六名が担うもので、その「下役」を「頭手代」たちに命じたものであるという。⁽¹⁷⁾これは創業三兄弟の「代り」を命じたという立場からは一見後退しているかに見えるが、実務を任せたとれば同様の意ともみえよう。中西・松野側の認識はどのようであったか。それを始動後最初とみられている発令文書にみてみよう。大元方の最初のまとまった記録として知られる「聞書帳」に写されているものである（『事資』一九九頁）。この簿冊は、作成費をこの年上半期末に大元方が支出している（『宝永七年金銀出入寄』続五五一四）、正規の記録である。

【史料3】 宝永七年（一七一〇）一月 松坂店宛 大元方通達状

宝永七年寅三月廿二日

一、松坂店目録立会勘定相済シ、元建不足之分預り手形致遣候扣、左之通

預り申覚

合 金三百拾六兩ト銀七匁五分三厘

右者其許店元建金之内、慥ニ預り置申所也、相渡シ候迄ハ、定之利足勘定致可遣候、以上

宝永七年寅ノ正月

大元方 判

松野次兵衛 判

中西宗助 判

(孝賢)

三井則右衛門殿

(高古)

同 吉郎右衛門殿

(宗助兄)

中西六郎次殿

渡部豊右衛門殿

内容は松坂店との貸借の落着⁽¹⁸⁾を通知するもので、宛先の三井同苗は松坂在住(松坂家初代孝賢・永坂町家初代高古)、手代二名は松坂店の手代とみられる⁽¹⁹⁾。注目したいのは差出と宛先の形式である。宛先の同苗二名は、いずれも手代たちと同じ「殿」付である。差出には同苗の署名はなく、「大元方」(固有の印をもつので下記⁽¹⁹⁾の二名の肩書ではない)、中西・松野の連名である。中西・松野が、大元方の担当であることによって一族と対等に振る舞うことができるという、彼らの意思が表現されているといえる。先に見た中西の建言(【史料1】)の趣旨と対照すれば、こうした地位につくことが、大元方の設立の趣旨であったと考えてよいだろう。

しかし、こうした薄礼⁽²⁰⁾の文書は、これ以降みられないようである。中西・松野のこうした地位の表現は、同苗たちにそのまま許容されたわけではなかったとみられる。

(1) 抽稿二〇一六a。全体に大元方成立の前史だが、特に八三〜八七頁。

(2) 原題は「覚」で、中西宗助の手控らしい「聞書覚」(本一〇一五)に写されている。ただし申し渡しそれ自体ではなく、三兄弟から三都の頭手代・名代・支配人に宛てた文書の中で、頭手代たちの処遇に言及した箇所。

(3) 『事資』五二頁。『三井事業史』本編の叙述でも参照している(『事本』九五〜九六頁)。なお以降の史料引用では、筆者

の判断で区切りや読点の位置を改めたところがある。また長文の史料の場合は適宜傍線で重要な箇所を示すが、論述の中で傍線部に個別に言及はしない。

- (4) 『事資』六四九頁。なお、この目録の内題は「大元方開元目録」である。
- (5) 『事資』七六七〜七六八頁。『事本』一一二頁。
- (6) 中井信彦「共同体的結合の契機としての『血縁』と『支配』——三井家における家法成立過程を素材として」『三井文庫論叢』四、一九七〇年。
- (7) 拙稿二〇一六 a、四六〜四八頁。
- (8) 宝永三年（一七〇六）ごろの高富による重役の業績列記（樋口知代他「史料紹介『高富草案』」『三井文庫論叢』四、一九七〇年、六九〜七一頁）、宝永六年（一七〇九）八月の高富の形見分け（「宝永六巳丑稔八月宗栄様御遺物留」特七一九）、正徳五年（一七一五）一月の三兄弟申し渡しへの奥書（「元方触状留」本九五九、『稿本高伴』二二三頁）、享保二年（一七一七）高治還暦祝（大坂両替店「日記録」『稿本高治』一〇一頁）、享保四年元手改めの通達（「一家賄渡し高建并元名代元手銀役料改申渡ヌ扣」『事資』三九六〜三九九頁）。「高富草案」は中西と小林を一条で記し、わざわざ「分ケ而難知セ一所ニ記之」と断っている。これを除くと、高富の形見分けのみ、田牧・野崎、小林・松野の順が逆である。高富との親疎を示すかもしれないが、確証はない。
- なお、「高富草案」では寺井庄右衛門が第二席だが、これは高富と寺井の関係によるだろう（拙稿二〇一六 a、三九〜四〇頁）。高富の形見分けでは鎌田平右衛門が第二位にいるが、これは宝永元年（一七〇四）に松坂屋小野田治左衛門の店を吸収し江戸二丁目店とした際、店についてきて、三井への吸収に尽力した者で（「此度店々江申渡覚」『事資』一三二頁）、その後あまり名が見えない。
- (9) 「高富草案」（樋口前掲史料紹介、七〇頁）、「宗竺様より被仰渡書」続二五四五一一、「宗竺様より江戸店々へ被仰渡書」続二五四五一一三。
- (10) 「宝永六巳丑歳五月宗栄様御病中并御死後御法事」特七一八、「宝永七年寅四月御取越宗栄様御一周忌諸事入用帳」特七

- (11) 「中西宗助覚」『事資』四八頁。拙稿二〇一六a、四二頁。
- (12) 総帥高富からの発令により、本店の枝店は江戸では脇田藤右衛門、京・大坂では中西・小林の名義とすると定められている(拙稿二〇一六b、四三〜四四頁)。小林善次郎が大坂本店にいた形跡は確認されないので、中西宗助とともに京本店に居たと考えるのが自然であろう。
- (13) 拙稿二〇一六a、四八頁。
- (14) 『事資』解題、七八八頁。宝永七年(一七一〇)の大元方「金銀出入寄」(続五五一四)による。
- (15) 宝永七年(一七一〇)上期の「大元方勘定目録」にみえる、元建を与えられた部門・店は、本店一卷・京両替店・江戸両替店・大坂両替店・綿店・糸店・御用所・松坂店・小名木川店の九か所で、うち定額の功納金を納めた店は、小名木川店を除く八ヶ所である(『事資』六四四・六四七頁)。残る四冊はこのいずれなのか判断としない。なお『事資』「解題」では、現存しない四冊を本店・糸店・上之店・中立売店と推定しており、京都の諸店に宛てたものと理解しているが、「規矩録」は内容からみて元建・功納を定めることに主眼があったものであり、江戸両替店・大坂両替店には当然発せられたと考えるべきではないか。
- (16) 『事資』七八八頁。高久・高春は高利の実子だが、高平・高富の養子である。
- (17) 『事資』の綿店「規矩録」の翻刻では、「下役」と「頭手代」の間に「・」を加えているが(二六三頁)、両替店「規矩録」の記述との整合性を考えると並列と読むべきではない。
- (18) 大元方は、各店に「元建」(資本)を融資するが、創設に際しては、まず各店が保有する資産と「元建」の差引がなされた。この場合は、松坂店の現有資産が元建より小さいので、大元方が資金を渡さねばならないが、一時的に大元方が借りている状態として、両者の関係が開始された。
- (19) 特に中西六郎次は、中西宗助の実兄で、松坂店を代表して諸文書によく名がみえる。
- (20) 以降、手代から同苗宛てで「殿」付は、管見の限りないようである。

三 三兄弟による統制の強化

(一) 本店の別宅手代貸付の問題化

三兄弟の叱責

右にみたような、主人一族が、事業発展の功労者とはいえず時代にすぎない者たちに大きな権限や総資産に対する権利を認めている構造は、必然的に両者の潜在的な対立を含んでいたと考えられる。

この対立の最初の顕在化と考えられるできごとが、大元方の始動から三年目に確認できる。以下に掲げる史料は、三兄弟が京・大坂の本店一卷重役全員に宛てたものである。重要であるので紹介をかねて全文を掲出するが、まず前半を引用して、どのような事態が問題とされたのかをみよう。

【史料4 a】 正徳二年（一七二二）二月七日 三兄弟「覚」

覚

(1) 一、此度店ノ勘定相改メ申事ニ候、就夫本店目録荒方致一覽候、先者京・江戸・大坂一致ニ励候ニ付、勘定之表宜、令満足候、

(2) 一、京都本店一卷目録之内令吟味候所、宿持手代共へ金子を取替、剩不勘定ニ仕、店江損銀を掛候のミならず、其身迄身上潰候族、絶言語候、是ハ如何間違候而、我ノも不得窺を取替候哉、元ノ役不念之段、土貢難申付候、月並寄会者何之為と存候哉、併是迄ハ過行候儀、尤自今以後ハ左之通相心得可申事、

内容をみていくと、まず第①条で、本店の目録（決算報告）を三兄弟がみたことを述べ、まず業績が良好であることを賞する。京上之店や大坂店も宛先に含まれ（後掲【史料7】）、三都の諸店が一致していることを賞しているから、本店一卷を対象としていることがわかる。本旨は第②条、京本店の目録から検出された問題についてである。本店が別宅手代に融資をし、回収できずに損害を出し、さらにその別宅手代の経営が破綻している事態があり、これが三兄弟にまったく踏ることなくおこなわれたことが、厳しく糾弾されている。暖簾分けを受けて越後屋を称し、自分商いを始めた手代が経営難となり、これを本店一卷が救済している状態であった。第②条ではさらに、ほんらいは三兄弟の同意を「月並寄合」で得るべきであり、元々の判断の誤りと厳しく指摘され、今後の心得が記されている（後掲【史料7】）。

大元方の記録である「聞書帳」にこの文書の下書きとみられる箇所があり、この箇条は特に推敲のあとが顕著で、何度も加筆訂正したうえで一条丸ごと抹消し、上から掛け紙で書き直している。この箇条のみ下書きもみておこう。

【史料4b】（「聞書帳」より）

一、京都目録^{之内}認方、向後万事具ニ相認候様ニ申渡候事、就夫智恩院町権兵衛方大分之不足銀、絶言語候、其外多郎右衛門大分之金子、^{是以}其外五兵衛、^(三宅)右之族ニ不限、近年如何間違候而、我々共へ不窺、^{手代共へ其店より金子を}大分之金子をかしつけ、却而損金之出し候族□土貢難申付候、第一元ノ役人不念之儀候、^{月並我々寄合ハ何之為ニ候哉}是迄之儀ハ法式を取違、^尤然其過行候義、^者向後を改候へハ、左之通ニ相心得可申事、

具体的には知恩院町権兵衛・多郎右衛門・五兵衛といった名前があげられている。表現に相当苦心した跡がうかがえ、

三兄弟にとってこの通達がいかに重大なものであったのかがうかがえる。書き改めた結果、具体的な手代の名前は消えているが、叱責の表現はむしろ強くなっている。

中西縁者への貸付

実際に起こっていた事態に迫るため、下書きにみえた手代たちについて、少し掘り下げてみよう。まずは知恩院町権兵衛である。

「権兵衛」の名は、元禄八年（一六九五）、京本店の式目「家内式法帳」の請書に連署した手代の一七人目にみえ、元禄一六年には京本店で「当地売方」「染地詠方」をつとめ、宝永五年（二七〇八）から七年にかけ、禁裏・仙洞御所造営にさいしての絵絹販売において三井を代表している。⁽²⁾「聞書帳」の宝永七年（一七一〇）の部分では、智恩院町の「借屋宿代」を九名から集めて大元方に納め、役料をうけとる「越後屋権兵衛」として登場しており、この借家のうちに権兵衛の「同居住宅」が「宿代なし」としてみえるが、権兵衛は「西ノ方見せ仕足かし」を支払ってもいる（『事資』二二一～二二二頁）。土蔵の築造も願ひ出ている（同二〇四頁）。のちの正徳五年（一七二五）、知恩院町の管理者は、権兵衛の兄で京本店の重役手代である中西奥助に替わり、一月に知恩院門前の家守請状を提出している。⁽⁴⁾権兵衛も三井の町屋舗を管理する家守であり、そこに店舗も構えていた。直後の正徳六年一月、三井手代の「越後屋権兵衛」が前年末に支払うべき仕入代金八七貫目余を滞らせていると「上下京木綿嶋屋」四八人が三井本体に訴え出る騒ぎが起こり、三井側は、二千人の手代を擁し毎年何人も暖簾分けしているのに、別宅手代が不始末を起こしたからといって主人に何をしろというのか、と極めて冷淡に対応している。⁽⁵⁾権兵衛の嶋木綿商いは本店の事業とはかわりがなく、暖簾分けを受けての自分商いであったことがわかる。権兵衛は、家守として知恩院町を管理し、その地位によってそこに無料で居

住するとともに、大元方に別途店賃を払って一画を自分商売の店舗として借りていたのだが、経営はかなり苦しかったのであろう。この騒ぎで発覚したところでは、経営難が深刻となった権兵衛は、実態のない京本店との取引を記載した帳簿を買掛先に見せるために拵えたり、同じく京本店の別宅手代小林忠助の又手代と組んで小判相場に手を出して傷を広げるなど、確かに投資先としてはきわめて危険な人物だったとみられる。彼と兄奥助については、さらに中西宗助との関係が判明する。中西宗助が三兄弟に宛て、みずからの親族の救済を願った願書の下書の記述をみてみよう。年月を欠くが、記述から正徳三年（一七二三）とみられるものである。⁽⁷⁾

【史料5】 正徳三年（一七二三）カ・三兄弟宛て中西宗助願書下書⁽⁸⁾

一、宗栄様御意にて、奥助義私弟分ニ被仰付候、然処先達而大病煩出シ、其前後より氣抜ケも仕、今日ニ至、元ノ奥助にてハ無御座候、尤最初知恩院町店出シ候刻より病氣之節迄之勘定等相改見候処、五十七貫目余不足仕、則本店捨懸リニ相立申候、其節急度店ノ致方弟権兵衛へ申渡、相談致候様ニと申付候へ共、此権兵衛大根器量無之者にて、手代旁ニ被引込、又当七月にて拾貫目斗も不足候様ニ罷成、土貢筆帟ニ難申上奉存候、尤潰シ可申とも奉存候へ共、掛り銀四拾貫目斗も出来仕、其上仕廻候而ハ、乞食可仕より外ニ手立無御座候、第一掛り人、（中略）以上八九人、奥助手ヲ守り居申御事ニ御座候、縦扶持方ニ仕候而も大分之義、何とそ相続も致候様ニと、色々工夫仕候得共、右之喰潰シ大分之事、何とも了簡ニ不奉及候、併奥助儀ハ、仮初ニも私弟ニ被仰付、其上六郎次^(宗助実兄)女房奥助妹、彼是以重縁ノ私、難見捨奉存候、尤奥助へ未元手ノ被仰渡ハ無御座候へ共、はや五拾七貫目と申銀先達而不勘定仕候へハ、此上私さへ了簡無御座候へ共、外ニ元手可被仰付筋も無御座、又店之家法も難立候へハ、私一分之御願之外ハ無御座候儀ニ存罷在候、

権兵衛の兄中西奥助は、宝永元年（一七〇四）に京本店の支配にのぼり、『事資』一八四頁）、越前松平家御用関係で越後屋を代表している⁹⁾、重役級の手代であるが、亡き高富の「御意」によって、中西宗助の「弟分」となっており、さらに宗助の実兄六郎次（松坂店手代）の妻が奥助の妹という（これも三井同苗の意向によるとみるべきだろう）深い関係にあった。知恩院町の店は、ほんらい奥助のもので（暖簾分け前らしい点が興味深い）、この点は後で改めて検討する）、奥助が大病したのちに弟の権兵衛が預かったが、一貫して業績は不良であったらしい。彼らの店が出した五七貫目余の赤字を「則本店捨懸りニ相立」、つまり京本店から損失扱いで支出したと記していて、これがおそらく【史料4 b】で筆頭に挙げられて弾劾されている案件である。権兵衛への京本店の貸付は、故高富が命じた中西宗助と奥助の義兄弟関係が前提にあって、中西宗助が救済を試みたものと考えることができる。中西の願書（【史料5】）は、【史料4】による三兄弟の叱責のあとであり、中西による救済ではなく、中西が三兄弟に、元々奥助との関係は高富が命じたものであることを述べたうえで、救済を嘆願するという内容になっている。

宝永三年（一七〇六）ころに高富が記した江戸の家方むけ規則に、「手前家来之内身躰つふれ渡世難成もの、只今迄ハ救の為家代申付候儀、第一之僻事、以来かたく法度ニ申渡ス事」との箇条があり（『事資』二三三頁）、経営難の別宅手代を家守に任じて救済する慣行があったことがわかる。権兵衛の場合も似たような事例だったのであろう。先の騒ぎで権兵衛が自分商いで中西宗助・岡本伝右衛門・小林忠助といった、京本店の首脳クラスと取引していたことが分かっているが、これも救済の一環であったかもしれない。

この文書で【史料5】に引かなかった箇所には、中西宗助の実兄で、奥助の（二重の意味で）義兄にあたる中西六郎次についても言及されている。やはり亡き高富が登場し、百両を商売の原資として下賜されたことが回顧されたうえで¹⁰⁾

松坂在住の同苗孝賢（松坂家初代）・高古（永坂町家初代）の「両判」で、百両の貸付を指示され、「本店よりかしに仕差置」とある。これは同苗が介在しているが、やはり中西の親族への救済にあたるであろう。六郎次は松坂店の手代で、本店一卷には属さず、中西率いる京本店による救済は、本店一卷にとどまるものではなかった。

重役の集団性

【史料4b】で、多額の貸し付けを受けていたとされた手代の残り二名についても少しみてみよう。五兵衛は、後掲の【史料14】にみえる三宅五兵衛であろう。この後まもなく享保元年（一七一六）に没したらしく、小林善次郎・中西宗助に宛てた、妻きさ・浅井文右衛門連名の勘定書が残る⁽¹¹⁾。これらを見ると、本店に八貫目余、六条店（京本店元ノ小林善次郎名義の枝店）に三貫目余などの借財があり、全体で七貫目余の不足となっている。さらにこの元文五年（一七四〇）から寛保二年（一七四二）の一件から⁽¹²⁾、浅井文右衛門は浅井休甫（先々代）の娘きさと三宅五兵衛の子であったが、五兵衛が没した享保元年にはすでに三井本体の命で、浅井浄円（先代文右衛門、休甫の娘婿）の跡を相続していたため、三宅五兵衛の名跡は、浅井休甫の実子（浄円の義弟）が相続したことがわかる。五兵衛の子である浅井文右衛門は宝永七年（一七一〇）から江戸本店に勤めており⁽¹³⁾、また元文五年（一七四〇）時点での五兵衛は江戸にいらることから考えて、正徳二年（一七二二）時点の五兵衛は、すでに宿入・妻帯してかなり経っており、正式に暖簾分けを許されて江戸で自分商売をおこなっていたものであるろう。

もう一名具体名のあがっていた多郎右衛門は、人物が比定できないが、次の文書が関係していそうである。中西宗助の手元控えとみられる「聞書覚」（本一〇一五）に写されているもので、年代比定は前後に収録されている文書による。

【史料6】 正徳三年（一七一三）七月 田宮庄蔵・深井幸右衛門「覚」

覚

一、貴殿御事、去々年勘定不足ニ付、身上難立処、我々朋友之由緒を以、主人方江御断申入、段々証文差上、兩人請合之上、家業相統被致候得共、又候当三月類火ニ付、家職有物等付立、被差越候処、余程不足銀も相見得、殊ニ時節到来、諸色高直成折柄、此末弥無心許存候、尤主人方へも窺候処、前以段々不勘定ニ而、主人方へも損銀掛ケ、又々如此不仕合成変ニ出合候得者、所詮貴殿運不至と被存候、此上家業取繕候而も、又々損銀等仕候而者弥不便成事ニ候得者、此度仕廻候而、右付立之表請取、外々買掛り等も如何様共筋合能、兩人致相談可申之段被申候、扱貴殿事妻子共も有之事ニ候得者、渴命にも不及様ニ扶持方程能可仕由、誠ニ結構ニ我々へ被申渡候ニ付、
(下略)

巳七月日

(田宮、京上之店)
庄蔵

(深井、京糸店)
幸右衛門

太郎右衛門殿

差出の田宮庄蔵・深井幸右衛門は、この前後の時期に、重役の序列において元々たちのすぐ下に位置した最高幹部である。⁽¹⁵⁾ 宝永七年（一七一〇）五月一日の大元方惣寄合への招集状の宛先に、本店・両替店・支配人・糸店・綿店・立売店「支配人衆」の前に記される（「聞書帳」『事資』二〇二頁）。田宮は、享保二年（一七一七）に没し京上之店の「開基」といわれた田宮喜左衛門⁽¹⁶⁾のあと、同店を代表していたらしい。深井は、同月に京糸店の支配人を任命する手続きのため大元方を訪れており（同二〇四頁）、糸店支配人の上に扱われているから、糸店唯一の名代だったのであろう。⁽¹⁷⁾

内容としては、別宅手代とみられる太郎右衛門のさらなる救済の要望を却下し、自分商売をたたむべきとの「主人方」の決定を通知するものである。ここで興味深いのは、前段にしろされている過去の経緯において、田宮・深井が太郎右衛門を「朋友」と呼び、三井同苗に掛け合うなど救済に奔走していたらしい点である。この史料では、主人方の了解を得て救済に尽力したとの記述になっているが、【史料4 b】にみえる多郎右衛門と同一人物であるならば、三兄弟の関知しない本店一巻からの貸付も行われていたのであった。

田宮の上之店は本店一巻の店だが、深井の京糸店は本店一巻に属さず、この時点では大元方に直属した店である。⁽¹⁸⁾ 糸店を元禄一〇年（一六九七）に設置したさい、店名前を田宮喜右衛門にしようとしたといわれており（『事本』六五頁）、太郎右衛門の所屬もよくわからないので、彼らの関係を、どの程度の広がりを持つものと評価すべきかは判然としないが、店舗を越えた重役の横の連帯が存在し、別宅となった手代の救済が彼らによって図られていたことは明らかである。重ねての救済が否定されているのは、【史料4 a】の後段（後掲【史料7】）で示された、三兄弟の怒りと強硬な姿勢が前提にあるであろう。

先にふれた三宅五兵衛没後の勘定報告と嘆願書は、中西宗助・小林善次郎宛てに出され、田宮・深井連署による太郎右衛門への通達【史料6】は、中西宗助の手控えとみられる書類に写されている。こうした別宅手代の救済は、中西宗助・小林善次郎のもとで行われていたのであり、【史料4 a】で三兄弟が本店の元々、すなわちこの両名の責任と述べたのは、まったく的確であった。

（二） 三兄弟の本店一巻統制強化

三兄弟の叱責 その2

三兄弟が京本店の目録に見出したのは、右にみたような、最高幹部の親類縁者や「朋友」に対する救済としか評価できない貸付が、三井全体の損失となっているという事態であった。これを受けて三兄弟は、以下のように命じた。

【史料7】 【史料4a】の続き

③ 一、支配人ハ不申及惣手代、店ニ相勤、主人より暇不申渡候内、自分ニ家業ケ間鋪義取繕之筋、堅ク仕間敷事、

④ 一、自分ニ申付候迎も、元手金半を請取、小道ニ商売躰取繕見可申候、尤元手皆済相渡シ候ハ、主人江元ノより為申聞、其者存知寄書付ニ而差出可申候、何とそ相統致させ度存ニ付、如斯ニ候事、

⑤ 一、元手金之外ニも金子を差入、商売仕、商徳有之筋も候ハ、其者之功次第、下直成目合を以、品ニよりかし遣し可申候、然者我ノ疾与吞込候上、右之金子ハ大元方より取替、とらせ可申候間、自今其店より取替候儀、差図之外堅無用之事、

⑥ 一、右ニ不限、商売躰之外取替金、向後者我ノ為申聞、了簡之請可申事、

⑦ 一、本店之儀者手前第一之家業ニて候、然者宗寿^(高利)捷ニ不違、古法を相守、風俗宜鋪、枝店之手鑑ニ成候様ニ、支配人能ノ可相心得事、

⑧ 一、近年ハ江戸・京・大坂共ニ家業茂繁昌仕ニ付、不知我物每自然と結構ニ相見得候、依之当秋宗^(高平)江戸表江罷下り候節、店ノ右之趣為申聞、諸事内端ニ仕候様ニ申付、判形為致候、爰許迎も同前、我しらす物事結構ニ成行申物ニ候間、猶月並店寄会之節、互に慎候様ニ可申聞事、勿論商内店と違、仕入店ハ別而身持ニ不構候ヘハ、此節木綿衣類之外着不仕候様ニ可申渡事、

⑨ 一、我々共迎も、先々一兩年も振舞ヶ間敷義相止メ申積りニ候、如此諸色高直成節ニ候得者、責テヶ様之儀成共慎申事ニ候、店々はニ准可申事、

右件之趣尤ニ得心可致候、本店一卷皆ヶ情出し候ニ付、誠繁昌仕、冥加相叶、家業相続、難有存事ニ候、併其繁栄之節、尚以諸事実躰ニ本筋を以仕時ハ、弥天之理ニ相叶申事ニ候、商内勇余ニ付与風心を入違候時ハ、必丈夫之建ニ而無之候間、惣手代・子共ニ至迄、此理を得心仕、家法之通可相勤事、

正徳貳年辰極月七日

宗竺^(高平)
(花押)

八郎右衛門 高治 (花押)

宗利 高伴 (花押)

本店元々役

支配人

上店名代役

支配人

大坂名代役

支配人

右御書付之思召寄、乍憚御尤至極ニ得心仕、判形則差上ヶ申候、以上

小林善次郎^⑩

中西宗助^⑪

(以下九名略)

元号を記すことで重大さが示されており、また実物は署名と花押がかなり大きく、尊大な形式である。

まず第③条では、そもそも「主人」（この場合三兄弟であろう）の許可なく自分商いを始めることがないよう要求される。この簡条は、当時の三井における暖簾分け、別宅、自分商いについて重要であるので、すこし丁寧に検討しているのか、宿人を許される前については禁じているのか、やや判然としない。右に検討した、実際におこっていた事態から見直してみると、三宅権兵衛は許可された自分商売であったとみられるが、知恩院町の店の性格を考えると〔史料5〕、最初は中西奥助の店であり、不勘定後に経営を命じられた弟権兵衛は正規に暖簾分けを受けていたようであるが、

「奥助へ未元手ノ被仰渡ハ無御座候へ共」とあったから、はじめは正規に暖簾分けを受けた店ではなかったといえる。⁽¹⁹⁾

しかし中西宗助は特にこれを咎めた様子はなく、店の損失を京本店の損失として処理し、後の経営を弟権兵衛に命じるという処理をおこなっていた。この段階では、三井の支店と手代の自分商売の店に、厳密な区分がなく、後者を暖簾分け後に出すという原則も確立していなかった可能性があるのではないか。かつて宝永四年（一七〇七）に当時の総帥高富が最高幹部七名に到達した体制では、独立する手代には単に金銭を渡すだけでは彼らか三井本体の経営のどちらかに支障が生じるので、七名の判断と名義で店を出してゆき、それらの店が独立した手代の店になってゆく、というもので、⁽²⁰⁾最高幹部名義での出店は実際に多数みられた。高富が急死し、大元方が設立されても、この指示じたいが明確に撤回されたことはなかったのではないか。さらに七名の最高幹部、とくにこの場合中西は、一歩進んで、指揮下の手代たちが店を出すことを容認し、これを本店で支援していたのではないか。しかし三兄弟にとっては、この状態は肯定できるものではなく、手代は別宅を許された後に自分商売をするものとし、その店と三井本体の経営の弁別を明確にすることが、この時点で申し渡されたのであったと考えておきたい。⁽²¹⁾翌年二月には、手代たちへの通達においてシンプルに「自分商

が禁じられている（後掲【史料9】）。

第④条は、元手金の半分は店で預かっておくことで保険とする意であろう。後段はやや難解であるが、第③条の解釈をふまえると、手代たちに規定の元手を渡し終わるまでは、元メの裁量で可能とする意と理解できる。全額を渡し終わった後については、元メから三兄弟に報告し、その手代に考えを述べさせる。さらに追加の融資を行うかについては、続く第⑤条で述べられ、一律に否定はしないが、三兄弟が納得したうえで大元方が融資するものとし、【史料4 a】第②条で弾劾されていた、三兄弟に届けなく店が貸すことは禁じられる。これに限らず、事業といえない貸付については三兄弟の了承を必要とするというのが第⑥条で、裏を返せば事業とみなせる貸付⁽²³⁾については元メ以下の判断でよいということになる。

第⑦条および結びの文においては、三井における本店の重要性、実績への評価をしるし、高利の名も出して、本店率いる重役たちの地位や功績を尊重することも示されている。第⑧・⑨条では、業績は好調だが物価高の時代との基本認識のもと、木綿の着用など節約を説く。

この史料からは、三兄弟のこの段階における具体的な事業へのかかわり方も見て取ることができる。第②条で、ほんらい元メが三兄弟に報告し了承を得るべきだったとされているのは「月並寄合」とあり、下書きでは「月並我々寄合」となっている。また第⑧条に「月並店寄合」というものがみえるが、そこで手代が相互に申し合わせるように述べているから、三兄弟が出席するものではなからう。ここからみると、三兄弟は大元方の定例会合に出席して、重大事について元メの報告を受け、決定も下すという地位にあると、少なくとも三兄弟は考えていた。三兄弟のうち高平・高伴は対外的には既に「隠居」しており、現役なのは八郎右衛門高治だけであったが、内部の重大問題については、三兄弟は完全に引退はしておらず、全面的に最高幹部たちに委任して関知しなかったわけではない。しかし京本店の定例会合には

出席せず、また第⑥条も合わせてみると、事業上の個別の判断については重役たちに任せていた、ということになる。

元々の裁量範囲

問題は、何が三兄弟の認可を必要とし、何が必要としないのか、という基準が存在したのか、またそれは共有されていたのか、という点になる。参考になりそうなものとして、大元方設置に際して各店に通達された「規矩録」を参照してみよう。

【史料8】宝永六年（一七一〇）一二月 両替店宛「規矩録」（『事資』二六一頁）

（一ヶ条略、「元建」「功納」の定額規定）

一、右商徳定之外余慶在之時ハ、十歩一ヲ支配人・上座之者迄褒美可致事、尤其致方ハ、其店頭役可申付候、委細奥ニ書付在之事

一、商徳余慶之分褒美方、仕分ケ小目録ニ致、本目録ニ相添出可申事、勿論相定候余慶銀之分者、其店之持ニ致置、左之通ニ心得可申事、

一、手代元手銀并店掛役料

一、類火之節損并普請料

但、宿料出申店者格別

一、捨掛并手代万一之引負

其外店一切付届、不時之掛り物等、右余慶銀之内ニ而仕払可仕事、

一、右余慶銀年々かさみ候而、店勝手宜敷相成候節者、余慶之内相對を以大元方江預ケ可申候、如此致候店ハ夥敷手柄二候へ者、其砌宜敷評儀可申渡事、

現存する「規矩録」は両替店・綿店・御用所のものだけであるが、右の表現はいずれも同一であるので、本店宛のものも同様であったと考えてよからう。各部門・店は、定額の功納金を大元方に納めた余剰「余慶金」から、十分の一を手代たちで分配した残りを各店持ちとし、諸経費をそこから支払うものとされた。手代関係のうち、【史料4】で問題とされた本店から別宅手代への融資にかかわりそうなのは、「手代万一之引負」である。これは簡単な表現で、ある程度幅のある解釈を許したかもしれないが、【史料4】で弾劾されていたような貸付の焦げ付きが含まれるかは判断に苦しむところである。しかしいざれにしても、財源の規定はあるものの、店の判断で支出してよいのかどうかは明示されていない。「規矩録」は、大元方と事業部門・諸店の会計上の関係を定めることが主であり、元々、とくに大元方も担当する中西・松野の権限を規定したものではない。宝永六年（一七〇九）八月時点で、三兄弟が最高幹部たちに委任をおこなった文書それ自体が現存していないので、正確なところは分からないのであるが、文書による詳細な規定は存在しなかった可能性が高いであろう。

三兄弟がこうした事態に気が付いたのは、京本店が提出した本店一巻の目録によっていた。つまり中西・小林は、別宅手代への貸付と、これを損失扱いで処理したことを記載して三兄弟に報告したのである。隠匿の意図はなく、権限の範囲をめぐる、理解に齟齬があったとみるべきであろう。中西宗助・小林善次郎の側からすれば、本店一巻の支配、手代の独立への支援については、故高富からの宝永四年（一七〇七）の申し渡しにより、その原資については大元方成立時の「規矩録」によると考えていたのではないかと思われるが、三兄弟はその権限、ひいては彼らのもとに結束する本

店一卷の強い自律性にメスを入れようとしたものと評価できる。

この一件は、主題としては一卷や奉公人集団に対する元々の権限が焦点であったが、同時に三兄弟と元々の信頼関係にもかかわる問題であったことも、疑いをいれないであろう。この一件で厳しく叱責された本店一卷の元々とは、この時点では、大元方の設立を建言した中西宗助と小林善次郎の二名であり（江戸の脇田は含まれていない）、特に中西は設置後の大元方を担当している重役であった。この一件は、三兄弟にとっては、手代およびその「頭」としての中西が、奉公人集団の共同性を三井全体の利益より重んじたものであり、あるいは一族に准じる実力者としての中西が、主人として従者の存立を個別に判断し保障していくという、一般的に主人にぞくする権限を浸食し、私物化ともいうべき傾向が顕れたたものとみなされたであろう。

中西宗助は、当人の回顧によれば、創業の同苗四兄弟のうち、早く宝永六年（一七〇九）に没した高富（高利次男、宝永期の総帥）と、個人的な主従の紐帯を強く有する人物であり、同苗の幼名に由来するという名乗りや、総資産に対する権利など一族に准ずる処遇は、高富によって与えられたものであった。²⁴ 残る三兄弟の中西に対する信頼の度合いはよく分からない。大元方を設立させその運営に当たらせているから、全く信用していないということはありえないが、中西への評価とは別に、その裁量範囲が大きすぎるとの疑念を最初から抱いていた可能性は大いにあるだろう。いずれにしてもこの件は、三兄弟が代理として委任を表明した最高幹部の中から、さらに中西・松野を選んで大きな権限を与えたという、大元方存立の前提を揺るがしかねない、重大な疑惑であったと考えられる。

三兄弟の活動

さて、【史料7】の第①条でしるす、本店の目録の改めについてであるが、半期ごとに作られていたであろう目録の

この期分に、突如別宅手代への貸付と焦げ付きが記載されたのであろうか。冒頭の「此度店々勘定相改メ申事ニ候」という記述からすると、これは恒例の活動ではなかったように読める。何らかの事情・疑惑により、三兄弟が最高幹部たちに任せていた領域について再び関与するようになったのではなからうか。第⑧条で、宗竺高平みずからが江戸に downward して儉約を申し渡し、請書をとったとされているのも、三兄弟が事業上の活動をある程度増やしたことを反映しているかもしれない。

この時期の大元方のまとまった記録である「聞書帳」「元方触状留」や、現存する個別の発給文書をみると、【史料3】のごとく「大元方」と記し中西・松野が連署して発令した文書は、宝永七年（一七一〇）にはいくつもみられるのだが、翌宝永八年一月が下限のようである（単に「大元方」のみの署名の文書は後の時代までみられる）。逆に、高平・高治・高伴三兄弟が連署しての発令文書は、大元方創設以前、重役たちへの委任がなされた宝永六年（一七〇九）八月以降見られなかったのが、正徳二年（一七二二）六月に久々に確認でき、以降正徳六年一月までにさらに九点みられる（うち二通は高久を含む⁽²⁵⁾）。網羅的な史料があるわけではないから、確実な証拠とは言いが、【史料3】にみたような中西・松野の地位（兩名への委任の度合い）が、【史料4】にみた本店への叱責を契機にやや後退し、三兄弟が再び前面に出てくる、という変化があったのではないか。

三兄弟が連署で発した文書は、大元方成立以前にもみられ（高富の生前は四兄弟連署）、彼らの結束を根幹とする高利没後の三井内部においては、最高の権威をもつ文書様式であったと考えられる⁽²⁷⁾。正徳段階では、大元方が成立しており、三兄弟は後の時代という「元方役」「元方頭領役」の地位にあたるといえるが、当時受け取った側としては、大元方の発令文書というよりは、それ以前から存在した三兄弟の発給文書と認識されたであろう⁽²⁸⁾。

寄合などの記録に乏しいので、発令文書以外の三兄弟の活動については分かることが少ない。正徳三年（一七二三）

五月、幕府から「諸色商売高井江戸へ差下し候銀高・代物員数」を申告するよう命じられたさい、京本店の中西宗助・小林善次郎らから江戸の支配人たちに達された書状では、幕府への報告内容について「大切成御家之秘事」「手前一家中御身上大基之所」との認識が示され、「宗空様初御兄弟様方御相談之上、左之通」と記されており、高平以下の同苗が重大事について審議していることが知られる。

(三) 八郎右衛門高治と本店一卷

高治による抜荷注意喚起

本店による手代への融資が問題化して二月後の正徳三年（一七一三）二月、三兄弟のうち高治に、興味深い動きがみられ、中西宗助・小林善次郎も敏感な反応を示した。

まず、高治による発令をみる。この発令については、宛所を欠き、大坂呉服店（のち大坂本店）手代が連署して請けた原本、「惣手代中」に宛てられ、「手代銘々」が野崎新兵衛（元ノ、大坂両替店）・田牧藤兵衛（同、大坂綿店）に誓約したものの写し、の二種が現存して⁽³¹⁾いて、大坂の諸店に出されたことがわかる。

【史料9】 正徳三年（一七一三）二月 八郎右衛門高治「覚」

覚

- 一、御公儀様諸事御法度之趣、并二時々御触、堅相守可申事、
- 一、口合請合并ニ預り物之儀、他人者不及申、縦親類たりと茂、一切仕間敷事、
- 一、手前商売向、買物者不及申、其外聊之ものにて茂、烏乱ヶ間敷物一切相調申間敷候、就中唐物類には紛敷もの

粗有之候由、及聞候、惣而定り候問屋之外、堅相調申間敷事、

一、自分商之儀者、兼〃申渡し候通、少之儀ニ而も堅仕間敷候、且近頃者、金銀・米・油・菓種等之相場商、世間に夥敷有之様ニ及聞候、甚不宜義ニ有之候間、一切仕間敷事、

右之外、何に不限、家内条目に記し置、従前〃申渡し候趣、急度相守可申候、若違背之者於有之者、嚴敷越度可申付候、品により 御番所江御訴申上候条、弥堅可相守者也、

正徳三年巳二月

(高治)
八郎右衛門

手代の自分商いの禁止や、公儀法度の遵守を列記するが、主題は、定まった問屋以外から買うことで、大坂での仕入れに怪しい品が混ざることであつた。⁽³²⁾

なぜこの文書は、高治が単独で署名しているのであろうか。店の名前としての八郎右衛門は、呉服業諸店の名前であつて、綿店は「越後屋庄之助」名前である（この時点では高富養子の高勝、一二歳）。数か月前の正徳二年一〇月、松坂の同苗から、「綿店庄之助・両替店次郎右衛門と名前有之候得者、万一及公辺沙汰、紀州御会所へ訴申節、如何可仕哉」との照会があつた。背景は明示されていないが、冒頭近くに「旧冬両替店重兵衛江從御公儀御尋懸り候様成重キ事共出来候節」とあり、訴訟に巻き込まれる事態を想定しておく必要が出ていたのであろう。【史料9】にみえる抜荷への警戒も関係があるかもしれない。これに対して京都の同苗は、「八郎右衛門儀ハ一家之棟梁ニ而御座候故、何方も店之分ハ八郎右衛門店ニ而御座候」と上申するよう松坂に言い送つていた。⁽³³⁾高治が、八郎右衛門名義の呉服店諸店のみならず、庄之助名前の綿店にも発令しているのは、一つにはこのためであろう。拙稿で検討したように、宝永期には八郎右衛門を名乗る高富が名実ともに全体の指揮をとつており、その没後、総帥としての地位は後継者を見いだせず、最高

幹部への委任に結実したが、八郎右衛門名前はすぐ下の弟の高治に継承され、高治は現役の一族の代表としての理念的な行為を単独でおこなっていた。⁽⁹⁴⁾

これに対して、誓約を求められた対象者をみてみると、大坂呉服店の手代の請書は、支配人の大嶋善兵衛・田中喜兵衛以下六八名におよび、おおむね全員が捺印する。大坂綿店の連署は九名で全員が捺印する。

大坂の二人の元々、野崎新兵衛と田牧藤兵衛は、手代の誓約の宛所にみえていて、元々を紹介しているが、八郎右衛門を名乗る高治が、下級のものも含めた全手代に、自身の名で誓約を求めている点が注目される。

中西・小林の反応

これと同じ月に出され、おそらくこれへの反応とみられる文書を、次にみよう。三つの部分から成るが、いずれも無判で、筆跡が「中西宗助覚」によく似ていることから、中西宗助の手元控えと思われる。長文となるが、中西の文章らしく、含みのある興味深い表現が多いので、全文を掲げることにする。

【史料10】 正徳三年（一七一三）二月 中西宗助・小林善次郎「一札」（本一四八七―五九）

(a) 一札

一、従前〃被仰付候通、

(高治)

御公儀様御法度之御儀、聊之御触ニ而も急度御大切ニ相守申候、貴公様御儀、両替筋御用年来御勤被遊候処ニ、

(高寛)

宗栄様御死去以後、呉服店御名前ニ御成被遊候得共、呉服店之儀宗栄様御名前之御時より私共御名代役相勤、京

(高治)

都之儀者不申及、江戸・大坂不残呉服店之儀支配仕候、殊ニ貴公様御儀者勢州御居住之御事ニ御座候故、不時ニ

御在所へ御越被遊儀ニ御座候へ者、弥以店々支配人共へ私共より急度申付、諸方店〃手代共人別ニ判形為致、取置申候、別而長崎表拔荷之儀、至極御大切成御儀ニ御座候、如何様之間違ニ而、少〃売物等も、末々手代共万一先〃より買申儀有之候得者、申分ケ難仕御事ニ御座候、因茲、今度又〃新夕ニ被仰付候御事、幾重ニ茂奉畏候、少茂御氣遣被遊間敷候、万一間違之儀御座候得者、別而我〃難儀ニ罷成候、勿論其店〃支配人者猶以之儀ニ御座候得共、先私兩人右之通御名代仕義ニ御座候得者、大切成御儀ニ奉存候、

一、御公儀様依 御恩徳、諸人安泰ニ致商売、渡世仕候、就中御家之儀者、商売手広繁昌仕儀ニ御座候得者、別而御上様之御恩徳厚ク御蒙被為遊候御儀御座候故、為御冥加每朝 東照宮様御ヲカミ被遊、其上毎年日光江店より手代共被差遣、宿坊観音院より御札頂戴、御当地吉田

東照宮様江每度御參詣被成候御儀、か様ニ

御公儀様御恩徳難有思召候御儀、店〃支配人共江常〃為申聞置候、聊呉服店之儀者御氣遣被遊間敷候、為其一札仕、奉掛御目御事、如件

正徳三年巳二月

中西宗助

(高治)
八郎右衛門様

小林善次郎

(b)

右之通、八郎右衛門様御方江拙者共より判形仕、差上置候、右之趣ハ此度ニ不限、御公儀様御条目者勿論、時〃御触之趣、御大切ニ相守可申段、手前家法書ニも月次読為聞候、然共、商売手広、下手代大勢之事ニ候へは、弥急

度被申付、先キ〃買方少ニ而も紛敷筋、又者一錢之諸勝負、口合加判、喧嘩口論、少ニ而も家法ニ相背候者無之様
ニ、支配下之手代より判形取置可被申候、呉服店江戸・京・大坂ともニ何茂八郎右衛門様御名前ニ候得共、別宅ニ
被成御座、殊ニ伊勢住宅ニ候へハ、店〃之儀者我〃兩人、御名前之為御名代と請取罷在、店〃ニは支配人諸事相捌
候家之建ニ御申渡置候上者、店〃ニおゐて凶事出来仕迎も、御名前八郎右衛門様聊御存知無之事ニ候、然上は名代
之者何分ニも申分ケ仕、引請申外無之事ニ候、其店ニおゐて凶事出来仕時は、支配人越度ニ可罷成候間、随分大切
ニ可被相勤候、兎角欲より凶事も出来申事ニ候、此所ヲ相考、正道之筋ニ氣を付、無念無之様ニ可被相心得候、為
其判形取置申事、

巳二月

中西宗助

小林善次郎

(c)

右之通得其意奉存候、且那御義者御別宅、店〃之儀御存知無之、京・江戸・大坂共ニ其店支配人請取相捌事ニ候上
は、弥以

御公儀様御制禁之儀者不及申、家法式目等得心之上支配仕、下〃手代江其趣昼夜申渡、判形取置、急度相守せ可申
候、為其判形仕処、依如件

巳二月

京店支配人

東川万右衛門

同

橋井利兵衛

同

小林忠助

江戸店支配人

西山四郎右衛門

同

小川七郎兵衛

同

松村宗次郎

大坂店支配人

大嶋善兵衛

同

田中喜兵衛

小林善次郎殿

中西宗助殿

まず (a) は、内容と (b) の冒頭から、八郎右衛門を名乗っている高治に宛てたもので、『稿本三井家史料』がいうとおり、【史料9】への請書とみてよからう。懸案事項は端的に「長崎表抜荷之儀」と記されている。本旨としては、高治は呉服店の名前である八郎右衛門を名乗ってはいるが、実際には三都とも中西・小林の両名が「支配」してきており、抜荷など公儀の法度の順守についても責任を持つので「聊呉服店之儀者御氣遣被遊問敷」という点である。問題は、その表現であって、高治の呉服店とのかかわりが名前の上のみであり、実態としては呉服店の運営に関与せず、本店一卷は中西宗助・小林善次郎の両名が以前から変わらず支配していることを、かなり強く表明している。

続く（b）は、中西宗助・小林善次郎が指揮下にある三都の呉服店の支配人たちに対し、（a）を示したうえで、各店の支配に高治がかかわりないことを強調し、公儀法度の遵守、特に密貿易品への注意に責任を持つことを求めたものである。（c）は、これに対する支配人たちの請書である。短くなるほどに表現は端的であり、「旦那御義者御別宅、店々之儀御存知無之」というのが、この文書における中西・小林の主張をよく要約しているであろう。

この文書の表現を検討する前提として、まず八郎右衛門高治について「別宅」「伊勢居住」「伊勢在住」といっている点の背景について確認しておこう。高治の当時の居所は、六角町、京西替店の奥であり、たしかに別宅ではあるが、「在所へ不時にお越し」という表現にもうかがえるように、伊勢在住というのは実態を反映していない。三井家は松坂の出で、近世を通じて人別は松坂にあった。この時点で、三兄弟のうち高平は、松坂の人別に載るが、幕府の御納戸御用を引き受けた段階で京都居住が公許され、高平は甲府徳川家の扶持をうけて松坂の人別から外れているのに対し、高治は依然として人別の上ではあくまでも松坂の住人であったことが前提にある。すぐ右に述べたように、【史料9】のすぐ前に、松坂を支配する紀州家に対する三井の表向きの体制を整えたところであり、実態としては京都に住んでいるにも関わらず、「伊勢居住」「伊勢在住」といっていることは、この文書が公権力の目に触れることを意識した表現を採っていることを示すであろう。（a）の後段で中西・小林が、三井家の徳川家への感謝と忠誠をかなりしつこく記している点からも同様の性格がうかがわれ、基本的な文書の狙いは、万一のさいになるべく高治の身に類が及ばないよう、証拠として提出することを想定したものであると思われる。したがって、八郎右衛門名前をもつ高治が、実際の越後屋の運営に関係していないことを強調する傾向があるであろう。

では単純に、高治の責任を回避するために、高治と元々たちが合意のうえで形式を取り繕ったやりとりであったのか。そうした目的であるならば、【史料9】のように高治が直接全手代に令するような文書を作成することは逆効果であっ

て、高治が改めて元々たちに委任する旨を表明する文書を作っておくべきであったと思われる。前年末に顕在化した、本店一卷の貸付をめぐる三兄弟による中西らへの疑義と牽制を念頭におけば、この二つの史料はその延長上にあるものと読むのが、やはり適切であろう。

この点は、翌月にふたたび八郎右衛門高治が発した文書をあわせてみると、よりよく分かる。

【史料11】 正徳三年（一七一三）三月 高治「申渡覚」⁽³⁸⁾

申渡覚

一、呉服物商売躰之内渡り端物類、於其地相調候分は、於問屋口銭出シ、時々相場を以調申由、渡り端物之儀は、大切成買物之筋ニ候間、少ニ而茂紛敷反物等振り掛りニ持参仕候共、又は他所ニ而茂聊之切端シニ至迄、堅相調^(高治)申間敷候、我等儀病身ニ而、京都ニ罷有候ニ付、大坂店之儀は其方共江相渡シ、諸事取捌為致候儀故、家法書月ノ致寄会、右之旨急度相守候様ニ申付置候、猶又手代共大勢ニ候故、為念又申渡候間、其方共ハ不及申、下ノ惣手代共迄、右之旨急度相守可申候条、依而如件

正徳三年巳三月

八郎右衛門

高治（花押）

大坂店名代

田中喜兵衛殿

大嶋善兵衛殿

右御書付之趣奉畏候、私共江店御渡シ置被成候上者、聊貴公様思召入少茂無相違、末々手代迄急度相守可申候、為

其判形仕候、以上

田中喜兵衛[㊦]

大嶋善兵衛[㊧]

ふたたび高治が発令した文書で、諱に花押を据えた、かなり重い様式である。内容は「渡り端物」の仕入れへの注意責任の所在が手代にあることで、前月に発した【史料9】とほとんど変わらないようだが、この文書の趣旨は、宛所である田中・大嶋の地位にあるであろう。【史料10】のcでは彼らは支配人として署名していたのだが、この文書では名代となっており、揃って昇進を遂げたことがわかる。これについての表現は、高治が病身で在京しているため、大坂店を二人に「渡」す、とある。ここでは、京本店にあって、大坂店をふくむ本店一卷を支配しているはずの中西宗助・小林善次郎はその存在がまったく見えず、田中・大嶋は、あくまで主人である八郎右衛門高治から店を任された存在である、とされている。

【史料9・10・11】を合わせてみると、高治は中西・小林の権限の大きさ、本店の自律性の高さへの懸念を背景に、その支配下の諸店へも直接介入しようとし、中西宗助・小林善次郎はそれに抵抗して、指揮下の諸店に中西・小林の指揮に服することを改めて誓わせ、それを踏まえて高治は大坂店の支配人の地位を引き上げ、自身との関係を構築しようとしている。

このさい、全体で共有されていた、密貿易品を仕入れてしまう危険性についてであるが、一年余り後の正徳四年（一七一四）五月、大坂呉服店の手代甚右衛門が、密貿易品を購入した疑いで奉行所から取り調べを受けている。⁽³⁹⁾長崎屋半右衛門なる商人と取引した一六、七人への一律の調べに過ぎず、揚り屋に入れられるなど穏やかな調査であったようだ

が、右にみたように神経質に手代たちへ注意を喚起していた高治にとっては、衝撃は大きかったであろう。このやりとりも、結果的にはまた、三兄弟が中西宗助に対する不信感を深めることにつながったのではなからうか。

この動きにおいては、大元方は存在がみえてこず、その創設以前の八郎右衛門高富と諸部門の関わり（拙稿二〇一六 a）を思わせるものがある。擬制的な長男にあたる八郎右衛門名前をもち、同苗の現役中最長老である高治（この時点で五七歳）が、元々たちへの委任を前提とする大元方の枠組みによらず、三井全体の統率に意欲をみせた事例といえよう。しかし効果ははかばかしくなかったのではないか。高治が八郎右衛門名前を第三世代の高房（高平長男、当時二九歳）に譲って剃髪したのは、三年後の享保元年（一七一六）であった。

- (1) 本一四八〇―一七。『稿本高治』五一頁（網文は大坂諸店宛てとするが誤り）。
- (2) 「役付帳」本九四四。【禁裏仙洞院御所呉服方書類】のうち（本一四九四―三八一九、二二、三九）。
- (3) 知恩院町の土地は多く「下屋敷」と史料上にみえる。入手の過程などは不明である。なお、宝永六年（一七〇九）の高富の葬儀のさい、同苗の「奥様」を「油小路」「知恩院町」「新宅」「八郎次郎様」の順で列記して（『宗栄様御病中并御死後御法事記ス』特七一八）、同苗が同町内に居住していた可能性もある。
- (4) 「大元方勘定目録」に記載される下屋敷の家賃収支も、この年の上期までは権兵衛、下期から奥助となる。家守請状は（統二八六三、統二八六四）。《石橋町家守請状》統一五二五―一。享保五年（一七二〇）の大元方の記録に「知恩院町奥助」「家守奥助」とみえる（『会日落着帳』『事資』二二六頁）。
- (5) 【越後屋権兵衛一件書類】本一四八二―二一。
- (6) 享保期には相場変動をみこした取引が拡大し、取締りの対象となったことが指摘されている（中川すがね『大坂両替商の金融と社会』清文堂、二〇〇三、三五頁）。三井本体の享保七年（一七二二）「宗密遺書」【事資】一一頁、同九年の

- 中西宗助の遺書（「教訓敬慎録下」本一〇二九一四）などは、危険な投機的商いの代表として禁じた。
- (7) 文中で、来年が父の三十三回忌、母の死から一九年目と述べていることによる。享保九年（一七二四）の中西の遺書では、父母の没年はそれぞれ天和二年（一六八二）・元禄八年（一六九五）である（「遺書來歴録上」本一〇二九一二）。
- (8) 別一九二一一。元來中西家に伝来したもの。三井文庫所蔵資料のうちには、中西家旧蔵史料が含まれる。
- (9) 「松平兵部大輔様御用御呉服物御用帳 越後屋奥助」本一〇三九一一、「御召御婚礼御用御呉服物帳」本一六四六一一、ほか。
- (10) 中西宗助の回顧には、高富の恩恵が多くみられる（拙稿二〇一六a、三六・五二頁。本稿一六三頁）。これは実際に高富・中西の結びつきが強かったことの反映であると同時に、三井同苗が出した総帥であった高富の恩顧の者であることを強調することが、中西の権力基盤の強化につながるものだった面もあると思われる。
- (11) 《三宅五兵衛跡式勘定覚》本一四五九一七。
- (12) 《浅井文右衛門口上書》本一四五六一六一、《浅井浄円歎願書并同人へ申渡書写》本一四五九一二一、《三宅五兵衛願書》続六五一一〇、《浅井浄円等願書》続六五一一二。
- (13) 「年数控」本一〇〇四。なお、浅井文右衛門の名で名代まで昇進しており、願いが容れられて三宅五兵衛の名乗に復し、延享元年（一七四四）に勘定名代まで昇進、同三年に退役している。
- (14) 江戸本店に山田太郎右衛門という手代がいるが、正徳二年（一七二二）ではまだ二三五歳で役頭にも上がっていない（「年数控」本一〇〇四）。後掲【史料14】では別宅手代の救済策において平手代まで視野に入れられてはいるものの、田宮・深井から「朋友」と呼ばれていることを考えると、若すぎるように思われる。あるいは先代が古参の別宅手代だったものか。
- (15) 前掲注第二章（8）に同じ。この時期に確認できる重役の職階は元・名代・支配人であり、名代の最上席にあったと考えればよいだろう。
- (16) 「本店筋三都店々井元方松坂店大元ノヨリ通勤支配迄死去之者法名并姓名録」（本九九四）、寛延三年（一七五〇）上期

- 「大元方勘定目録」(続二九二六)。なお田宮弥七は享保五年(一七二〇)六月に通勤支配で没するが、これ以降の代表者としては田宮弥七(のち元方掛名代まで昇進)がみえる。
- (17) 享保八年(一七二三)に隠居し、同一二年に没した。
- (18) 享保一四年(一七二九)に両替店一卷に編入された(『事本』二〇三頁)。
- (19) 戦前の三井家編纂室が作成した便覧『店々役人名鑑』(三井文庫閲覧室架蔵)では、奥助は正徳三年(一七一三)一月に通勤支配となり、宿人を許されたとある(典拠不詳)。
- (20) 拙稿二〇一六a、四三〜四七頁。
- (21) 宝永期に最高幹部名義で出された諸店は、享保初期に彼らに譲渡された(『事資』七六七〜七六八頁、『事本』一一二頁)。
- (22) 素直に読むと、本店一卷が事業としての貸付をおこなう場合があったことになる。詳細は不明である。
- (23) 隠居か現役かというのは、対外的・儀礼的な区分は存在するが、内部の秩序や意思決定においてはそれと必ず一致するものではないであろう。公的な面においては、高平は元禄末頃に、幕府御用を高房(実子)・高久(実弟、養子)に譲り、剃髪して宗竺を名乗り、このことを当人および高富は「隠居」と表現している(拙稿二〇一六a、三三六〜三七頁)。高平は、宝永五年(一七〇八)幕府御用を高春(実弟、高富養子)に譲って九右衛門と改名、京都に移住し、菩提寺側の記録に「隠居」したものと記録されている(『真如堂日記抜萃』二特二二四、同年六月二〇日条)。
- (24) 他にも異例の抜擢や、実兄への元手金下賜に触れている(拙稿二〇一六a、三六、四六、五二頁。本稿一六三頁)。
- (25) 「聞書帳」別一七〇甲、『稿本高平』『稿本高治』『稿本高伴』。
- (26) 『事資』解題、七八四頁。現存する「金銀出入寄」に載る書類作成費をみる限り、これら以外に体系的な記録が作られていたわけでもなさそうである。コンスタントに費用がみえるのは勘定帳簿の「出入帳」「寄帳」である。
- (27) 拙稿二〇一六a、四一〜四二・八一〜八二頁。
- (28) 個々の文書について、たとえば宛先に中西宗助・松野治兵衛が含まれるかどうか等の点から、両者を弁別することは不可能ではないが、おそらくあまり意味がないであろう。同苗のなかで、創業世代がもつ本源的な地位とは異なる「元方役」

- 「元方頭領役」の地位が明確にされるまでは、同苗各個人およびその結合の権威から独立した、大元方自体の権威や機能は確立しないと考えるべきであり、それには三兄弟が大元方から退くのを待たねばならないであろう。
- (29) 京都町触研究会編『京都町触集成』別巻二、岩波書店、一九八九年、三七一～三七二頁。三井の触留では京御用所本〔御触之留帳 二番〕別八八七)に載る。
- (30) 『小林善次郎中西宗助等書簡』別六三三甲―一五。かなり推敲の後があり、形式からみて京本店から江戸本店への定例の通達状の下書きとみられる。
- (31) 「覚」本二四九一―一二、「覚」別一九一九―一(『稿本高治』六五～六六頁)。なお野崎については宝永期の高富は、以降の体制としては両替店の「頭役」とする一方(拙稿二〇一六a、四三頁)、功績については同時期に大坂両替店・大坂呉服店を含めて賞し、「大坂之中興」と称えているから(「高富草案」、樋口前掲史料紹介、七〇頁)、両替店だけでなく大坂の諸店ににらみが効いた人物かもしれない。
- (32) 貞享元年(一六八四)の清朝の展海令以降、来日唐船が増大、幕府が船数を制限したため定数から漏れた唐船による密貿易が問題化していた。宝永六年(一七〇九)に船数の再引き下げがあり、正徳四年(一七一四)に幕府は厳しい密貿易船取締りを令している(彭浩『近世日清通商関係史』東京大学出版会、二〇一五、一〇二頁)。
- (33) 「松坂表公儀勤方心得之事」『事資』五四六頁。
- (34) 拙稿二〇一六a、一〇三頁。
- (35) 高利時代以来の敷地に、大火後の宝永六年(一七〇九)六月に隣接地を買い足し(小川保「京都における三井家の屋敷―集積過程からみた特質」『三井文庫論叢』一四、一九八〇、二八二～二八四頁)、翌七年九月に邸宅の普請がなっている(『真如堂日記』『稿本高治』五一頁)。
- (36) 正徳三年(一七一三)一月「松坂公儀勤め方心得之事」(『事資』五四三頁)。
- (37) 享保一八年(一七三三)「松坂永代録」(『事資』五五三頁)。
- (38) 『田中喜兵衛大島善兵衛へ大坂店委任申渡』本一四八七―四六。

(39) 本一五〇二一―一九、別六三四乙七・八、に関連史料がまとまる。

四 正徳四年「大勘定」と中西・小林の動向

(一) 枝店の経営難の露呈

本店一卷に対して三兄弟、特に八郎右衛門名前をもつ高治が介入を強めたことを見てきた。この動きは、経営内容や業績にかんしてはどうであったか。正徳三年一二月に、中西・小林が連署して発令した文書をみてみよう。中西宗助・小林善次郎連名の書類や三兄弟の申し渡しなどを記した簿冊に写されているものである。宛先は、元店（京西店）・大津店・六条店・河原町店・山田店・津店、の諸店で、各店の手代数名の請書がある。これらは、元メクラスが自身の名義で出した枝店で、宝永四年（一七〇七）に高富から七名の最高幹部に改めて許可されていたものである。¹⁾

【史料12】 正徳三年（一七一一）一二月、小林善次郎・中西宗助「覚」（《申渡帳》本一〇四五）

覚

一、卯正月新建より当巳七月迄二ヶ年半、五切り之目録、此度惣勘定相改、店々売徳委細仕分ヶ、建銀之利足等二ヶ年半分売徳之致指引、大元方江差出シ申、大旦那衆御目ニ懸ケ申候処ニ、店々ニ而殊之外致方善悪有之候、是者不申迎も、店々ニ而合点有之筈之事ニ候、

一、去辰七月より極月迄之目録、又当巳正月より七月迄之目録、両季何之店迎も、代物持多ク、商高無數、内証之物入大分多ク、彼是以テ建之利足共ニ夥敷損銀立申候、向後之所相考、商ニ合せ、人数等又者代物持越シ不相応

無之様ニ、急度相考可被申候、諸色内証賄料高直ニ候処、商高不相替候時者、中ノ勘定出合申筈ニ無之候、能ク
 氣ヲ付ケ可被申候、

一、向後目録正月廿日限・八月十日限、是両限ニ急度指出シ可申候、是迄有無ニ延引仕候者、何とも心入吞込不申
 候、定而掛銀等取集、掛商無数見せ候様之沙汰と被存候、夫者一寸のかれにて、下手商人之筋ニ而候事、

（下略）

これら中西・小林の名義で出した本店系の枝店諸店には、正徳元年に「新建」が申し渡され、正徳三年上期までの二
 年半・五期分における売上や元建の利息などについて総決算がなされ、大元方に提出して「大旦那衆」（三兄弟であろ
 う）に見せたことがわかる。正徳元年の「新建」の制定経緯が明らかでないが、正徳二年末における本店一卷などの業
 績調査【史料4 a】、本店一卷への三兄弟の関与強化に関連した動きと、ここでは理解したい。

その結果は、正徳二年末における本店一卷の業績は良好であったのに対して、枝店諸店は、一条目で店ごとに業績に
 かなり差があったと述べ、二条目は特に直近二期について一律に「夥敷損銀」を計上したと述べている。商品の在庫の
 形での資産も不相応に多いようであるから、実際の経営状態としては相当芳しくなかったのだろう。中西・小林は、掛
 売・諸経費をやり玉にあげ、半期ごとの目録の提出の遅れについても邪な動機からとみて叱責して、在京し大元方・
 本店一卷の運営にあたる彼ら両名の指揮が、枝店諸店にうまく行き届いていない実態がうかがわれる。

三兄弟が目にしたのは決算報告のみであったと思われるが、この結果は、正徳二年末において称揚されていた、中西・
 小林の経営・指導能力に疑義を生じさせるものだったのではないか。享保二年（一七一七）の中西宗助の回顧には、次
 期を示さずに「宗栄様思召入御座候へ而、大津・六条・河原町等私共名前を以取建候処、各様御心に叶不申、御しかり
（伊①高直書）

を請申」と記しており、『事資』五二頁)、その他の兄弟から強い批判を浴びたとあるのは、この時期のことではないか。

(二) 正徳四年「大勘定」の会計処理

【史料12】でみた正徳二年末の決算報告の検査は、本店一巻の枝店以外をも対象としていたかもしれないが、はっきりとは分からない。

しかしその次の半期には、主要な部門・店にかんして一律で、総決算がなされた。正徳四年(一七一四)上期の「大元方勘定目録」(統二八六二)に記載される、大元方と諸部門・店の間でおこなわれた「大勘定」である。

これは大元方創設から正徳三年末までの、各店が義務付けられた定額の功納以外に稼いだ「余慶銀」について、大元方に集約した総決算であり(『事本』一一七頁)、のちに三年に一度に定期化され(三年勘定)、三井の資本蓄積の基盤となった制度の最初の事例として知られている(『事資』八一三頁)。しかし、大元方設置に際して各店に通達された「規矩録」(史料8)を振り返ってみると、定額の功納以外の「余慶銀」(以下、先行研究にない「功納外延銀」という)は、手代への十分の一の配当を引いて大元方に報告を提出し、「其店之持」とされ、余裕があればそのうちから「相對」で大元方へ預けてよいと定められており、「大勘定」にあたる規定はない。創設当初の大元方は、各事業部門・店があげた利益を把握はするけれども、すべてを集約するものとして創設されたのではなかったことを、まず確認したい。

では、正徳四年(一七一四)上期の「大勘定」は、この規定とどのような関係にあるであろうか。中西宗助が「勘定」として署名している、同期「大元方勘定目録」における会計処理をみてみよう。

「大元方勘定目録」の構成は、毎期の「預り方」「借方」の加減、および「入方」「出方」の加減の二つの計算で、当

期の純益をそれぞれ計算して一致することを確かめ、この額を期首（前期末）の総資産額に加減し、さらに不動産等を最後に加算して、当期の総資産の値を算出する、というものである。⁽²⁾ さてこの期においては、各部門・店からの「功納外延銀」七二八一貫余は、収入を示す「入方」ではなく、期首の総資産と当期の債務を記す「預り方」に総額が記載され、「（正徳三）巴之暮迄大勘定之上、店々四ヶ年之勘定十歩一引残り、七年賦ニかし」と説明が付記され、四年間で諸部門・店があげた利益から、手代たちに配当される十分の一を引いた額であることがわかる。

そして債権や保有現金銀を記す「貸方」にも、まったく同額が「（宝永七）寅年新建より巴暮迄四ヶ年之間功納之外店々持銀、十歩一引残り、七年賦かし」との付記で載り、こちらはさらに部門・店ごとの内訳も記される。

同額を「預り方」「貸方」双方に記すので、当期の純益を計算するさいには差引ゼロである。しかし、最終的な総資産の計算としては、巻末の「元建指引」部分において、前期末の総資産額に、この「功納外延銀」と、いったん複式簿記的な処理によって確定した当期の純益金（「延銀」）一六二貫余を加える計算をおこない、一万九三六八貫余という総資産の値を出している。⁽³⁾

以上みてきたような会計処理は、「規矩録」の規定【史料8】とは、相当に異なっているというべきであろう。各店が「功納外延銀」を大元方に貸すという処理は、「規矩録」に規定がある。しかし「規矩録」では店と大元方の「相対」とあったのだが、この「大勘定」では「功納外延銀」一切を、一律に大元方が借り上げたいのは小さくない相違である。

一方で、この額をそのまま大元方が各部門・店に年賦で貸すという記述は、実際の納入は即時でなくてよいとの趣旨と理解できる（『事本』一一八頁）。これは「功納外延銀」が帳簿上は既に大元方の資産であることを示す処理と考えられ、同じ帳簿内の「預り方」の記載と齟齬があるように思われる。

翌年以降の「大元方勘定目録」で、この金の行方を追ってみると（正徳四年下期分は現存しない）、まず「貸方」ではおよそ七年賦のペースで、区切りのよい数値だけ減った額が記載されてゆく。⁴ 続いて「預り方」をみると、この額に一致する記載はなくなっているが、「預り方」の冒頭には前期末の総資産額「有銀」（不動産を加算しない値）が記載される形式であり、この額は前期末の最後の計算において「功納外延銀」を加算した値である（現存しない正徳四年下期分もそうであったと推定される）から、引き続き「預り方」にもこの額が載っていることになり、やはり単期の収支には影響を及ぼさない。ただし、この総資産額は大元方の資産を示すものである。つまり次期以降の「大元方勘定目録」上では、この「功納外延銀」が大元方の資産であることが一層明瞭になっているわけである。

各部門・店が挙げた「功納外延銀」を「貸方」に記載するのは、年賦での納入を認めたものであるとして、同額を「預り方」にも記載して、単期の純益の計算上は相殺しておいて、最終的に総資産に加算するという処理をしたのはなぜであろうか。大元方の資産とするだけであれば、右にみたような回りくどい処理をする必要はせず、単純に各店からの上納を「入方」に記載するのが簡単明瞭であろう。実際に、享保三年（一七一八）下期の「大勘定」からは基本的にこうした処理に変わり、大元方は諸店の利益を、手代への十分一の配当を除いて機械的にすべて吸い上げる機関となるのである。⁵ また各店からの功納外の利益金が、実際に納入されていないことに配慮し、「預り方」に積み立てたと考えるのであれば、継続して「預り方」に未納額が記載されていくはずだが、そうではなく、次期からは期首の総資産のうちに含まれてしまうのである。

この処理の特徴は、「功納外延銀」が大元方が管理する資産であるのか、店が管理する資産であるのかという点が明瞭にされていない点にある。前者に舵を切ろうとしているのだが、なお「規矩録」で定めた後者の規定を引きずり、やや奇妙な記述となったのではないか。正徳四年「大勘定」で各店と貸借された金は、なお「店持銀」と記されている

のである⁽⁶⁾。

「規矩録」の規定は、定額の功納から手代たちに配当する十分一を差し引いた残額は「其店之持ニ致置」というものであったが、裏返して大元方の側からいえば、大元方と同苗の必要経費は、各店に課した定額の功納の枠内で賄うというのが、大元方創設時の発想であった。右にみた処理の奇妙さは、本稿でみてきたような三兄弟と元メ、大元方と本店の緊張関係の延長関係で理解できるのではないか。つまり宝永六年（一七〇九）末の「規矩録」の段階では、各店があげた定額の功納以外の利益の処分に対しては、各店を率いる幹部たちの裁量範囲がかなり大きく、大元方と一族の生活はあくまで定額の功納によって賄われるべきものであった。ところが正徳二年末から三年にかけての三兄弟と中西らの対立をへて、各部門・店（それを率いる元メ）が手元に置いてよいはずであった資産についても、三兄弟の目が行き届く大元方に一律に吸い上げる方針へと、舵が切られたのではないか。しかしこれは当然元メたち、とくに大元方に代表を出していない綿店の反発を招いたであろう。そこで初めての試みであったこの「大勘定」においては、大元方は各店から「功納外延銀」を借りるが、大元方の単期の収支は定額の功納をもとに考えるという「規矩録」の制度と、「功納外延銀」をすべて大元方の資産に吸収する新方針とを折衷し、玉虫色の会計処理に落ち着いたのではなからうか。

正徳四年の「大勘定」は、大元方が設置当初の機能から一歩進んで、すべての資産を一元的に掌握しようとする方針を新たに打ち出したものであったと評価すべきである。本店一巻の別宅手代への救済措置的な貸付について、その決定を中西・小林の裁量と認めず、大元方において三兄弟の許可を得るように定めた【史料7】のみならず、その原資となる資産についても、大元方に吸い上げるように改めたものと考えられよう。

一方、この「大勘定」をふくむ「大元方勘定目録」を作成したとみられる中西宗助にとっても、別宅手代たちの救済をいちじるしく困難にされたという負の意義のみではなかったと思われる。この「大勘定」で示された、「功納外延銀」

(貸方に記載された内訳による)をみると、本店一卷があげた「功納外延銀」は、実に五五二九貫余の巨額にのぼったのである。

他の主要な部門・店と比較するため、単純に、「規矩録」で規定されたと考えられる、与えられている資本(「元建」・毎期大元方に上納すべき最低限の利益(「功納」)の二つの固定された金額と、この「大勘定」で確定された「功納外延銀」の三つについて、全体にしめる割合でみてみよう。⁽¹⁾まず綿店(一卷)は、一六%・一九%・六%。両替店は、三都の店合わせて四六%・三六%・一八%。これに対し本店一卷は、三四%・四二%・七七%であり、当初の想定に比して、圧倒的にすぐれた業績をあげたといえよう。こうした本店の業績については、半期ごとの目録によって少なくとも三兄弟はある程度知っていたものと思われるが、「規矩録」で「功納外延銀」を大元方に預けた店は「影敷手柄」とされていて(【史料8】)、この巨大な利益を「大勘定」において大元方に納めた実績は、前年末に露呈した枝店の経営難の悪印象を払拭し、中西宗助・小林善次郎の発言力を相当に強化したと考えられよう。

(三) 特別会計と「相続講」

この「大勘定」は、正徳三年(一七一三)末までの業績を対象とし、同四年七月の「大元方勘定目録」に記載されているから、同四年の上期に事務処理がすすめられたものである。この間に、中西宗助・小林善次郎らが三兄弟にあてた、興味ぶかい文書が二通残っている。一つずつみていこう。

【史料13】 正徳四年(一七一四)一月、小林・中西ら「覚」(別一八九六一三)

覚

一、銀五百拾貳貫五百三拾匁九分者

目錄勘定之外納

但神文銀也

右銀子之儀者、本店西ノ歲新建ニ被仰付、兩替店与諸色取離候ニ付、其節皆〃工夫仕候者、御為替等請込多ク御

座候由、本店ニ不存儀、折節者店買物払金杯之差支罷成、兎角其年迄之致方ニ而者、商大分ふやし申候儀も難仕、

其上為替旁茂本店ニ而直取ニ相改候、依之申ノ年迄之勘定、兩替店江元建之外遊銀相渡シ申候節、銀高百六拾五貫

目ノけをき、是を用意之建与相究、手広延借り・為替共ニ取引仕候積、相談相究、右之仕合、然共、御為替等茂不

残御返納被成、就中寅ノ歲(宝永七年)より大元方相建、又本店も段〃じやうぶニ罷成、依之近年は商之方江時節を考入込せ、

廻し申候、彼是ニ而、元銀之外三百五拾貫目程ふへ申候、都合右銀高ニ、巳ノ極月迄ニ罷成申候、此度御渡シ申上

候儀ハ、手前惣躰之御建至極ニ罷成、別而江戸・京共ニ用銀千貫目余茂御支宅有之事御座候得者、最早皆〃安堵仕

候、則帳面最初より神文を以連判仕置候通、掛御目申候、勿論右銀子、是迄皆〃立会、壹厘茂紛敷筋無御座候、依

之発端神文之者共判形仕、巳ノ暮限ニ、右之訳奉申上候処依而如件

帳面役 平六印

正徳四年

組頭 判次郎印

午正月

組頭 進右衛門印

支配人 新七印

支配人 徳兵衛

名代 伝右衛門印

名代 宗助印

名代

(小林)
善次郎印

(1)高平
宗竺二様
(3)高倍
八郎右衛門様
(4)高伴
宗利様

すでに拙稿において、ここで語られている宝永期における本店一巻の自律性の高さを示すものとして内容を紹介した文書であるが、本稿では提出時点の動向を検討する材料として、改めて検討を加えたい。まず宛先は三兄弟である。差出は中西宗助・小林善次郎および彼らに次ぐ重鎮岡本伝右衛門ら八名であるが、肩書が正徳四年(一七二四)のものではない点が注目される。

内容は、表現が回りくどい部分もあって難解なので、丁寧にみていくと、まず宝永二年(一七〇五)に本店一巻が成立した時点から説き起こされている。このさい、京両替店から会計上の分離がなされ、前年の宝永元年までの決算をして、「元建」以外の「遊銀」を京両替店に渡したという。問題はこのとき彼らがした処理であるが、「皆々」が起請文(「神文」)に連判し、銀一六五貫目を「のけお」き、「用意の建」とした。その理由としては、本店一巻の与り知らない幕府御為替金の返済などで本店一巻の資金繰りに悪影響が出ることや、為替の取組も京両替店から分離したことへの不安が挙げられる。これを原資にはじめは延借・為替などを取り引きし、後には両替店が幕府の御為替銀を皆済し、大元方が設立され、本店も「段々じやうぶに」なったので、通常の商売にも投入して運用してきた。その結果、初発の一六五貫目が正徳三年末で五一二貫目となった。この「神文銀」を「此度御渡シ申上」げ、その帳面を三兄弟の「掛御目」という。以上がこの文書の内容である。

かなりあいまいな表現をとっているが、要するにこの「用意の建」「神文銀」と呼ばれている金は、三井同苗に対して秘匿されてきた、本店一卷の特別会計であって、「皆々」つまり中西宗助・小林善次郎ら本店の手代たちが起請文（現存しない）に連判して盟約を結び、本店一卷成立時に京西替店に渡すはずであった余剰金のうち一六五貫目を秘匿し、独自の帳面で運用してきたものであろう。本店一卷が京西替店から分離したさい、本店一卷の為替などを取り扱うために中立売店が設立されており、この神文銀は当初中立売店で運用されたものと推測される。

提出時点のものでない差出の中西らの肩書は、特別会計の運用を始めた宝永二年時点、起請文に署名したさいの肩書と考えられる。名代・支配人・組頭という職階で記される幹部連のほか、一人だけ担当業務で記される「帳面役」平六が、この帳簿をつけてきたのだらう。小林・岡本は、宝永五年（一七〇八）時点では江戸本店の序列二位・四位で、本店一卷の成立を実現させた顔ぶれが、同時におこなった施策であったことがわかる。他の顔ぶれについて、元禄末から宝永期にかけての京本店の人員配置をしめす「役付帳」（本九四四）と照合してみると、「金銀元方役人」「諸色買帳之目帳并売物相場付」「長崎問屋買物」「絹加賀買物」の全員、「金銀払方」のほぼ全員がこの連判に加わっている。署名者の数は本店の規模からすると一見少ないようであるが、金銀の出入りに関わる者が一致団結してこの特別会計の設定をおこなったものらしい。正徳初頭の人員配置は異なった顔ぶれとなるので（「役付帳」本一〇四三）、本店一卷の中枢に、正規の職階・配置とは異なる秘密裏の結合が存在したことになる。

「大勘定」においてこの金が結局どう処理されたのかは確定できないが、「目録勘定之外納」といっているから、本店一卷の正規の決算には当然含まれていなかった金であろうが、三兄弟が納入させなかったとも思われず、しかし正徳四上年上期の「大元方勘定目録」や「金銀出入寄」（続五五二一）にみえないので、額としてはおそらく先にみた「大勘定」における「功納外延銀」のうちに含まれるものと思われる。

本店一卷の重役が連署した、正徳四年（一七一四）一月のこの申告が、「大勘定」のもつ方向性、すなわち本店一卷などの部門・店の剰余金一切を大元方で吸収しようという動きと、関連していることは明らかである。

一見すれば、三兄弟の統制の強化に対して、中西らが恭順の姿勢を示し、秘匿してきた本店一卷の会計の内実や私党の実態までさらけ出したものの如くであるが、元の額をはるかに増やしたとの主張でもあって、「大勘定」と同様に、現状の本店一卷とそれを率いる中西・小林の有能さを改めて顕示しようとする意図もあったのではないか。この場合はさらに、正徳四年一月における申告・納入は、あくまで中西らの経営状況への判断にもとづく自主的なものとの文言であるから、本店一卷に介入しようとする高治はじめ三兄弟が、事実としてその内実にまったく暗いこと、本店一卷首腦の結末が堅く依然として主体的な判断をおこなうこと、また三兄弟が関与せずとも厳正な資金の管理運用を行い得たと、等を示す意もあつたかもしれない。

続いて検討する文書は、正徳二年末以来問題化していた別宅手代の救済にかんするものである。三井の別宅手代の互助組織として知られる「相統講」の設立につながる、中西宗助・小林善次郎による三兄弟宛での建議である。⁽¹⁵⁾ やや長い⁽¹⁵⁾ が、本店一卷設立以来のひとつの総括としての性格ももっているので、紹介をかねて全文を掲げておく。

【史料14】 正徳四年（一七一四）三月、中西・小林「口上書を以御願申上候事」⁽¹⁶⁾

口上書を以御願申上候事

一、本店一卷、^(宝永二)西ノ歳より新建ニ罷成、元手建之通無余慶請取、則九ヶ歳之間功納之外杯、此度清目録指上申候、

右新建之中、火事・地震、江戸・京数度大変有之、其上大黒屋ニ而者新建習、^(宝永三)戌ノ歳より^(正徳元)卯春潰候迄六ヶ歳之間、

店ニ対シ候得者大敵ヲ請候様成訳ニ御座候、彼是以六ヶ敷時節ヲ凌、今日ニ至、目録御覽被下候通不相応成勘定

ニ而茂無御座、江戸・京共ニ難有奉存御儀ニ御座候、就夫、江戸・京頭分之者共兼而粗存候趣者、先規致支配候銘〃其外、本店より首尾能宿入被仰付、元手金等被下置候得共、間茂無之中ニ元手ヲ減シ、不如意ニ罷成、尤一分之不調法とは乍申、先輩之者如斯、肩身もすぼり候儀、なげか者しく奉存、依之何とそ御店繁栄ヲ願、諸色円満仕候時節ヲ窺、宜舖御願茂申上度筋ニ、何も奉存罷有候、然者此度惣勘定被遊候積、時節到来仕候ニ付、何れも奉存候者、本店勘定余慶惣高之内、銀子百貫目被下置候ハ、是を枕銀と相定、江戸・京元〆・名代・当役之支配人迄、小遣之内一ヶ月ニ式朱位懸ケ銀を仕、相統講と申を取建、右利足ニ相添、不如意之面々江帳面を以連中相談之上、順〃ニ相渡シ、身上取建候様ニ仕度候、当前平嶋安兵衛・三宅五兵衛・里村徳右衛門・奥助（中西）、其外組頭・平手代迄も、此節不如意成者御座候得者、夫〃之分応ヲ考、程能右之内にて段〃取建、相統仕候様ニ致遣度奉存候、然上は最初ニ相渡し候者ハ、夫より月〃掛銀相定、法を以致方可有御座様ニ奉存候、右之通御聞届被遊被下候得者、各相統、難有可奉存候、尤店御繁栄之御祈祷ニ茂可罷成奉存候、江戸・京名代・支配人、年来右之旨は迄存念ニ御座候、但右枕銀百貫目ハ、何迄も店ニ預り置、元銀壹分も減少不仕候致方取建申度奉存候、尤右帳面之儀、何時ニ而茂御覽被下候様ニ、連中判形を以、永〃事分明ニ仕置申積ニ御座候、如斯之願ニ御座候ニ付、拙者共より口上書を以御願奉申上候、以上

正徳四年午三月

小林善次郎（印）

中西宗助（印）

（高平）
宗竺様

（高岩）

八郎右衛門様

（高伴）

宗利様

差出は本店一卷の元ノ兩名、宛先は三兄弟である。中西・小林の主張は、まず宝永二年（一七〇五）以来の本店のあゆみから始まる。「元手建之通無余慶請取」というのは、【史料13】を二月前に提出していることを考えるとかなり白々しいが、宝永の京都大火・東南海大地震、大黒屋富山家の安売り攻勢をしのぎ、顕著な業績をあげたとの自負は、すでにみた「大勘定」の結果からして的外れではない。この文書でいう「清目録」（現存しない）が、「大勘定」における本店一卷の業績の材料となったものであろう。この文書はこの「清目録」とともに提出されたようである。右に見た「大勘定」の数値とあわせて読まれることが前提となっている。顕著な業績を誇示したうえで、中西・小林の主張が述べられる。まず暖簾分けをうけた手代たちで、自分商いがの苦境について平手代までも多くいることを述べ、⁽¹⁸⁾「大勘定」で確定された本店一卷の「功納外延銀」のうちから銀一〇〇貫目を下されたものを原資とし、本店一卷の幹部クラスが小遣いの一部を積み立てて「相続講」なるものを設立して、彼らを救済する基金とし、運用の実務は本店で行うとの構想であった。「店御繁栄之御祈禱ニ茂可罷成」という主張は、中西が前年に身内の救済を「私一分之御願」として嘆願した【史料5】のに比すとかなり姿勢が変わっている。圧倒的な業績を数値で示していることを背景にしているためであろう。署名しているのは中西・小林兩名であるが、「江戸・京頭分之者共」「江戸・京名代・支配人」の念願であると繰り返しっており、本店一卷の結束がここでも強調されている。

具体的に経営難に陥っている主な手代としては、すでにみた三宅五兵衛・中西奥助に加え、平嶋安兵衛・里村徳右衛門が挙げられているが、彼らについてはよくわからない。⁽¹⁹⁾

正徳二年（一七二二）末に、別宅手代への貸付は、本店一卷による救済としておこなわれることは禁じられ、以後は三兄弟の了承を得たうえで大元方から融資する、と命じられていた【史料7】。その後、実際の大元方による別宅手代への融資がどの程度おこなわれたのかを「大元方勘定目録」で拾ってみると、正徳三年上期は該当者なし、下期は脇

田藤右衛門・遠山仲兵衛、四年上期はこれに加えて松野治兵衛の名がみえる。かれらは江戸本店・江戸両替店・京両替店の最上席で、全体の序列でも八位までに入る、文字通りの最高幹部である。⁽²⁰⁾ここに載らない、半期以内に返済された貸付について「金銀出入寄」をみると、彦四郎・武助という名が主にみえる。彦四郎はおそらく中西彦四郎で、大元方がおかれた京御用所の手代として宝永期に名がみえ、正徳元年（一七一―）には「大元方出入帳指引残り」を受け取っている。⁽²¹⁾武助は御用所の奥にある北家（高平・高房）の台所役人村井武助とみられる。⁽²²⁾彼らは大元方の所在地に近い手代として格別に融資を受けた可能性もないではないが、御用所・北家と大元方間の小口出納の微調整とも考えられる。

こうしてみると、多数の別宅手代への救済的な貸付はほとんどなくなっていたといえる。中西宗助は、さしあたり本店一卷としての救済が困難となったので、身内については三兄弟に個別に嘆願もしたが（【史料5】）、ほとんど効果が見込めず、制度化を考えたものといえよう。正徳四年（一七一四）三月のこの請願は、同年上期「大勘定」における本店の圧倒的な業績を力としたもので、正徳二年末の三兄弟による叱責、手代集団の自己救済の否定に対しての、対案の提示であったと評価できる。

この提言はただちに実行に移されることはなく、「相統講」の名で三井本体からの出資をもとに別宅手代の互助組織が実際に作られたのは、享保九年（一七二四）のことであった。このとき、【史料14】で名が挙げられていた里村徳右衛門が、三井本体から下付された式目の請書の筆頭に署名して、⁽²³⁾正徳期の提言が実ったものであったことが傍証されるが、実現に一〇年を要したことは、正徳期における緊張関係の根深さを示すものと理解できよう。

（四）大元方制度の整備

正徳期をみてきた最後に、大元方の寄合についての規定を検討しよう。これに先立っては、明文化された規定は残っ

ていない。宝永七年（一七一〇）の実際の寄合については、「聞書帳」に開催通知などが数例みえるが、大元方で開催される京都七店の「頭役・名代・支配人寄合」「惣寄合」があること、また同苗邸で開催される「御寄合」があること、程度しかわからない。⁽²⁴⁾

明瞭な規定で古いものとしては、次に掲げる史料が知られてきた。⁽²⁵⁾ 本稿ではこれを、右にみてきた過程を経たひとつの結果として検討を加えたい。

【史料15】 正徳六年（一七一六）一月 三兄弟通達（「評儀申渡覚」続一一二一）

覚

一、当年より、月兩度之寄会之内十六日、内寄会与相極メ、我々并元ノ役人計参会、諸事相談申事、尤内寄会ニ相極メ、廿六日大寄会ニ落着、形付申事、

但、急用窺有之候者、十六日ニ成共、其店役人可罷出事、

一、寄会箱、向後元ノ之者順番ニ寄会所江持参仕、諸事申渡、形付候儀ハ其謂帳面ニ委細留置、後証ニ可仕候、尤在京之元ノ急度相勤可申事、

但、月番之者、四ツ前ニ寄会所江相詰居可申事、

一、向後廿六日之大寄会ニ、店々名代老人・支配人老人、右之通出座可申事、

一、店々其外願筋之儀、前以当番之元ノ方へ差出し、十六日内寄会江相窺可申候事、

一、向後甥子共京・大坂・江戸店ニ相勤候役目、此度申渡候、勘定目録支配人与立会、仕立可申候事、并諸帳面算用当り候而、自筆之改書可仕置候事、

（中略）

一、室町宗助方・六条・川原町・大津、右店〃吟味之儀、本店支配人は茂半季代りニ致、先達而申渡候通、益其旨

ニ可相心得候事、

右之通、此度改メ申渡候、急度相守可申候、以上

申正月

宗竺^{（高平）}
 八郎^{（高治）}右衛門
 宗利^{（高性）}

京

本店

元名
 代

支配人

兩替店

元名
 代

支配人

綿店

元名
 代

支配人

御用所

支配人

上店

名代
 支配人

糸店 名代
支配人

立売店 支配人

(江戸・大坂八店略)

ノ

右者

申正月十六日初寄会ニ而被仰付候、則右之通相認、京・江戸・大坂店〃江相廻し申事、

三兄弟から、三都の全重役に宛てたものである。末尾の回覧注記を除く本文は、「元方御触状留」(本九五九)にもみえる。

定められている内容は既に紹介されているが、改めてまとめると、既に月二度の寄合が開催されていたが、一六日を「内寄合」として「我々」すなわち署名者である三兄弟と、元ノのみが出席し、二六日を「大寄会」として、各店の名代・支配人も代表一名が出席し、内寄合で「相極め」たことを「落着」させ「片付」という。「当番の元ノ」が願書を受け付けて十六日の「内寄会」に提出し、また「寄会箱」を管理して決定事項を「帳面」に記す。最終的な決定をくだす場合は、多数の幹部におそらく同苗たちも出席する「大寄会」だが、三兄弟と元ノによる「内寄会」で実質的に問題を煮詰めて方向を定めておく、という体制であろう。⁽²⁶⁾

さて、本稿の視点からこの規定を見直すと、まず興味深いのは元ノの関与である。今後は「在京の元ノ」が、当番制(月番か)をとって「寄会箱」を保管し、申し渡しや処理済みの案件の筆録も行うという。宛先の均等な書き方からす

ると、宝永七年（一七一〇）以来大元方を担当してきたことが明らかなか中西宗助・松野治兵衛は特別扱いされておらず、少なくとも京本店の小林善次郎、京綿店の開主善兵衛が含まれると考えられる。大元方が始動した直後の宝永七年二月一七日、大元方から「塗帳箱代」「寄会文庫代」が支出されており（『宝永七年金銀出入寄』続五五一四）、おそらくこれらが「寄会箱」で、中西・松野が管理してきたものを、このとき改めたのだろう。これは第一章でみた第Ⅰ期から第Ⅱ期への変化に通じるものがある。

一族の第三世代の店への勤務、決算報告作成・監査の規定は、元メたちの権限の相対化に向かう方向性をもつであろう。「大寄会」へは、各店の名代・支配人各一名の出席を命じている。少しさかのぼった宝永七年（一七一〇）五月一日の「惣寄会」を、「惣頭・名代・支配人寄会」とも呼び、糸店・上之店・中立売店も招集されているから（『事資』二〇〇～二〇一頁）、人数を明確にしたという改訂であろう。本店一巻・京両替店・綿店など、元メがいる部門・店からも、名代・支配人まで出させ、三兄弟との接点を増やそうとしたのかもしれない。

また、最後の箇条では、中西・小林名義の枝店の「吟味」を、本店支配人が交替でおこなう体制を継続することが令されている。これらの枝店は正徳二年末に業績難を露呈し、中西・小林は管理が行き届かないことにいらだちをみせていたが（『史料12』）、ここで本店の支配人が監督にあたと規定されているのは、中西・小林個人ではなく本店一巻の組織として管理にあたらせる体制といえる。大元方における他の元メの関与拡大を規定した文書のうちで発令されているから、これも中西・小林に集中する権限を分散し、三兄弟が臨席する大元方の監督下に位置づけようとする動きであろう。

三兄弟は正徳四年（一七一四）までに、別宅手代貸の決定、その原資となる各部門・店（特に京都本店）の「功納外延銀」について、大元方の関与を強め、また中西・小林による本店一巻の強い支配に介入しようとしていたが、さらに

大元方においても、中西の関与を弱めようとしたものと考えられる。しかし、次節にみるように本店一卷と強い対立関係にあった綿店の開主善兵衛はともかく、小林善次郎を大元方に加えることは、中西宗助を牽制する意味は持たなかったであろう。これは正徳四年（一七一四）の「大勘定」における本店一卷の圧倒的な業績が背景にあり、開主善兵衛たけを加えることは説明がつかず、在京の元々を等しく扱うという論理に落ち着いたものと考えておきたい。

なお、【史料15】から記載がはじまる「評儀申渡覚」が、【史料15】にいう決定事項を記録すべき「帳面」に当たるのであろう。この年上期に大元方で作成費を支出しており（「正徳六年申春出入寄」続五五二三）、「聞書帳」につづく大元方の正規の記録であって、この改訂から始まる新しい体制に対応して、正式な記録のあり方も一新したものとみられる。しかし、この簿冊の記載は以降かなり断片的である。大元方の体制は、なお紆余曲折していた。

- (1) 拙稿二〇一六a、四三〜四七頁。孫店・枝店・連店などといわれているが、本稿では枝店と呼称する。
- (2) 詳しくは、賀川隆行『近世三井経営史の研究』吉川弘文館、一九八五、九〜一〇頁、西川登『三井家勘定管見』白桃書房、一九九三年、一一四〜一九頁を参照。
- (3) そのうえで恒例の不動産を加える計算を記していて、三通りの総資産額を算出している。
- (4) 七年賦で納めるとされた「功納外延銀」であるが、帳簿組織上「大元方勘定目録」のひとつ下の「金銀出入寄」（西川前掲著、三三五頁）をみると、正徳四年（一七一四）下期（続五五二一）に、「午之年分 店々七年賦割納」という勘定科目が立てられ、各部門・店からの全額の約七分の一にあたる額が記され、付記として「七年賦かしノ内請取ニ立」とあって、確かに納入されていることがわかる。この期の「大元方勘定目録」および同五年・六年の下期の「金銀出入寄」は現存しないが、同様に納入されてゆき、それが「大元方勘定目録」の貸方に反映されているとみてよいであろう。享保元年下期には、次の「大勘定」が行われ、その「功納外延銀」も「大元方勘定目録」の「貸方」の同じ口に加算される（続

二八六五)。なお、七年賦で「貸方」に記載される額は一見減るが、「貸方」のうちには保有現金銀も記載されており、各部門・店から上納された額はここに移ると考えられる。

(5) 享保三年（一七一八）下期「大元方勘定目録」（続二八六八―四）。なお両替店系のみは、同九年まで「預り方」への記載が続く。

(6) 『事本』は、「店々持銀として保留される一〇分の一を除いた残額を七年賦で大元方へ納める」と解しているが（一八八頁）、「十分一銀」は「規矩録」およびさらに後代の制度でも、手代たちに配分されるものであり、「店の持銀」とは呼ばれないであろう。十分一を手代に配分した残りである「店持銀」と解したい。

(7) ただし本店一卷の計算は、元建および「功納外延銀」に後述の特別会計（史料13）がどのように関係しているか不明であること、また本店一卷のみは大元方設立時からではなく、一卷成立時からの九年分であるとの可能性があって（史料14）。ただし正徳四年上期「大元方勘定目録」上の「功納外延銀」の付記は、前述したように一律で四ヶ年とある）、明確ではない。ちなみに、本店一卷の業績が最も低い組み合わせは、元建に特別会計分を加算し、「功納外延銀」は特別会計分を既に含んでいるとし、かつ九年分の業績とみて四年分に換算した場合であるが、本店の各比率は三七・四二・五九%となり、程度は下がるものやはりすぐれた業績といえよう。

(8) 抽稿二〇一六a、五五頁。

(9) 元禄五年（一六九二）一六歳で奉公。小林より五歳、中西より一歳若い。のち、享保一五年（一七三〇）元々、元文三年（一七三八）大元々に進み、小林・中西亡きあとの本店一卷を代表し、両替店の松野治兵衛とともに長く大元方に君臨。延享四年（一七四七）に七一歳で没した（「年数控」本一〇〇四、ほか）。

(10) 定額の資本を融資された状態とし、差額を調整する処理で、大元方が設立された際と同じであり、大元方設置以降の事業組織の整備が、まず本店一卷の成立から始まったことをよく示しているであろう。なお享保二年（一七一七）「中西宗助覚」では、元建・功納は大元方設立後と同じ一五〇〇貫目・半期二二五貫目で、これは高富が命じたものであったと回顧する（『事資』四九頁）。

(11) 両替店が請け負っている御為替御用は、大坂御金蔵から現金銀をうけとり、為替を組んで、江戸で勘定所に上納するという取引を恒常的に続けるといえるものであるが、この時期はこの御用が停止しており、三井は幕府から多額の為替銀を預かった状態になっていた、ということであろう。

(12) 宝永五年（一七〇八）に京両替店が経営不振の打開策を建議した「両替店より指出候願書」（統一七八九―二）に、「本店之金子、中立売より為替出し申候ニ付（中略）向後両替店へ引受ニ仕、相捌申度奉存候」とある。

(13) 四兄弟からの申し渡しへの請書連判による「宗竺様より被仰渡書」統一五四五―二、「宗竺様より江戸店々へ被仰渡書」統一五四五―三。なお一位は脇田藤右衛門、三位は脇田太右衛門（藤右衛門養子、のち二代藤右衛門）である。本店一巻の成立や、その後の事業組織再編における脇田父子の動向は課題である。

(14) 「金銀払方」は、宝永二年極月までつとめた寺井庄右衛門は含まれない。寺井は、かつて高富が諸店の決算をひそかに改めた際に、特に命じられて父子で相手をつとめており、高富の信任が厚い人物であった（拙稿「一〇一六a、三九頁」）。

(15) 樋口知子「史料紹介 別家手代の遺言状と跡式関係史料」『三井文庫論叢』一八、一九八四年、四二〇頁。

(16) 《相統講取建方ニ付口上書》（別一八九六―四）。

(17) 中西はまた後に、大元方設立以前の体制的な問題として各店が申告する業績が恣意的であったことを挙げたり（『史料1』）、同年に綿店一巻を攻撃した文書で、江戸綿店において「惣手代之内等『寛』を拵、一紙連判之輩、粗相聞得候」と弾劾したりしている（『綿店一巻之儀善次郎宗助存知入書』統一五七七―二）。このぬけぬけとしたもいべき姿勢は、おそらく三兄弟に対するある種の示威なのであろう。

(18) 二年前の三兄弟の発令（『史料7』）からみて、平手代が自分商いを許可されていたとは考えにくい。ここで対象として記されているのは、暖簾分けした別宅手代の二代目が平手代として勤めている場合を想定しているのではないか。

(19) 里村徳右衛門はこの時点で四二歳（『里村徳右衛門等相統講請書』本一四六四―二四）。天和期の江戸本店に安兵衛という手代がみえる（前掲吉田・西坂史料紹介、二六一・二六四頁）。五兵衛とともに古参の別宅手代として挙げられているのかもしれない。

- (20) 前掲注第2章(8)に同じ。遠山仲兵衛は遅れて享保初期に元ノとなっており、年齢では田牧に次ぎ、開主・小林・松野より上であったが(享保一四年下期「大元方勘定目録」〔統二二八七七〕に還暦の祝儀が載る)、序列は常に宝永期以来の七名の次であった。
- (21) 「宝永三歳丙戌正月ヨリ七月迄目録」(本一三四八一六)、「宝永六巳丑歳五月宗栄様御病中并御死後御法事」(特七一八)、「聞書帳」(別一七〇甲)一〇月三日条。
- (22) 「聞書帳」宝永七年(一七一〇)四月三日条・同六月二五日条(『事資』二〇〇・二〇六頁)。
- (23) 《里村徳右衛門等相統講請書》本一四六四一二四。
- (24) 『事資』一九九〜二〇五頁。未翻刻部分にも一例みえる(別一七〇甲)。
- (25) 『事資』七八二〜七八三頁、『事本』一〇二頁。
- (26) 先行する会合として、京本店の元禄八年(一六九五)の式目では、毎月の寄会の前後に限られた顔ぶれで「内寄合」を開くとされており(「家内式法帳」『事資』一七三頁、『事本』六八頁)、同じ発想と思われる。

五 享保元年「大勘定」と中西宗助の攻勢

(一) 京両替店と中西宗助

こうした三兄弟からの掣肘、対立する元ノの太元方参入に対して、中西宗助はどのように対応したであろうか。

まず注目されるのは、中西とともに当初から太元方担当の元ノであった松野治兵衛が率いる京両替店の建が、享保元年(一七一六)七月付で改訂されていることである。「両替店新建帳」と題し、高平・高治・高伴の連署によって発令されている⁽¹⁾。冒頭に記される改訂の趣旨としては、代官所やほかの商人からの借り入れがかさんでいることが批判され、

大元方からの融資（三井の自己資金）のみによる経営に切り替えていく方針が強調されている。⁽²⁾

ここで京両替店は、元建・功納金の定額がなくなり、大元方の資金を順次融資され、大まかに決められた利子を納めるように改められた。正徳五年（一七一五）大晦日付の同年下期「大元方勘定目録」（続二八六四）には、定額の功納はあるが、元建がすでに記載されていないので、実際にはこれに少し先立って改革が進められていたかもしれない。

さて、この「新建」の作成経緯について、中西の関与を、翌年一月に中西が出した意見書からみてみよう。出典は【史料1】と同じであり、自「」の貢献を強調する趣旨の文書ではあるが、数年前の事情を、高平とのやりとりを中心に、高平らを相手に語っているので、内容は基本的に事実とみてよい。従来、高利没後の事業の展開をめぐる史料として重んじられてきたものであるが、以下の分析では提出時期にかんする同時代史料として重要である。

【史料16】 享保二年（一七一七）一月「中西宗助覚」（『事資』五三頁）

一、京両替店売徳・功納建ニ付、相励候筋者尤ニ相聞得候得共、外商内と違、励候ニハイヤミも有之ニ付、依之商替店建之儀者致替候筋可然段、宗竺様江申上候処ニ、兼而両替店之儀者御思慮も御座候ニ付、月頭借り高・借し高杯をも書付を御取被遊候由、何れに御了簡も御座候旨、先私ニ思入をも認懸御目ニ候様ニ御意被遊候ニ付、工夫も仕罷在所ニ、其後兎角ニはで成筋相聞得申ニ付、又申上候者、新建も工風仕見申候、先々はて成商内之筋も無御座候哉、急ニ目録被仰付可然段申上候へハ、少々御聞及之筋も御座候由ニ而、即座ニ被仰渡、目録出来、御覽之上、善兵衛・私吟味仕候様ニ被仰候ニ付、則吟味之筋委細段々申上候へキ、其後両替店勘定損失引抜、新建相認、懸御目候所ニ、御心に叶、依之其趣ニ今日ニ而両替店一卷相務申候、此度之新建之法にて京両替店末々々ニ先者安堵之筋と、乍愚意私決着仕候御事、

文中に「新建」とあるのが、右にふれた享保元年七月付の「両替店新建帳」とみられ、ここに記される経緯はそれ以前の動向で、前節にみた同苗三兄弟側の動きと同時並行していた。ここで中西が述べているのは、京両替店の経営内容を中西が批判し、高平を再三せつつき、高平の命によって京両替店に急に「目録」（決算報告）を提出させ、中西と開主善兵衛（綿店の元〆）で吟味し、のちに中西が設計した「新建」が採用されて、経営が好転した、とするものである。「はて（派手）な商」といわれている経営動向は、右にふれた「新建帳」で批判されていた、他借りで多額の資金を調達している状態を指すのであろう。両替業は「励候ニハイヤミも有之」との一言は、松野治兵衛率いる両替店への中西宗助の眼差しをうかがわせて興味深い。

中西が振り返っている両替店の業績について、「新建」制定の半年後、享保元年（一七一六）下期の決算にさいしておこなわれた「大勘定」をみてみよう。正徳四年（一七一四）上期につづく、大元方設置後二回目の総決算である。正徳四・同五・享保元年の三年間を総括し、結果は享保元下期の「大元方勘定目録」（一二月晦日付）に記載された。会計処理は前回の正徳四年のときと同様であった。各部門・店からの「功納外延銀」四九八七貫余が「預方」に記載され、「借方」には、同額が前回の「大勘定」の七年賦貸の残額に加算されて記載される。最終的な総資産の計算として、巻末の「元建指引」部分において、前期末の総資産額に、この「功納外延銀」と、当期の延銀（純益金）一八貫目余を加える計算をおこない、総資産一万九四八五貫余という数値を算出している。

さて、両替店三店の「功納外延銀」をみてみると、江戸両替店が八四貫弱を計上したのみで、京・大坂は皆無であった。京両替店は右に述べたように元建・功納の枠を外されていて、定額の功納は納めていない。かわりに四二六五貫余の融資を大元方から受け、それに対する所定の利子を納めてはいるが、その額は、本店の定額功納二二五貫目に対して

一八七貫余に過ぎない。⁽³⁾そのみならず、この年上期の「大元方勘定目録」では、支出として「新町両替店今度大勘定ニ付損銀」として七三貫五七二匁余りが計上されている。⁽⁴⁾前回の正徳三年末の「大勘定」では、三都の両替店合わせて九八六貫余の「功納外延銀」を納めたことを考えると、確かに急激な業績悪化といわざるをえない。

他方、中西率いる本店一卷のこの「大勘定」における「功納外延銀」は、四六一五貫余、この「大勘定」における「功納外延銀」全体の九三パーセントにも及んだ。京両替店は、高利の存生中から諸店の利益を吸い上げて運用・再配分する機能をもった店舗であったが、本店一卷が分離されて以降も、利益は集約されないのに同苗の費用などは負担する構造となるなど、組織上の位置づけは整備過程の途上にあり、⁽⁵⁾本店一卷と単純に比較できない面もある。しかし、中西と松野の競争という点でみたときには無視できない意味を持つであろう。

中西宗助は、呉服業諸店を統合した本店一卷を作り上げ、巨大な業績をあげていた。松野治兵衛も、宝永期の高富の記録では、江戸両替店の遠山仲兵衛と語らって会計の「一致」を測ったとされていて、⁽⁶⁾事業組織の再編を進めていたらしいが、享保元年段階で、両替業部門については中西宗助の介入を許し、それによる業績改善という結果となったのであった（享保三年・六年の「大勘定」では多額の「功納外延銀」を計上している）。大元方における松野治兵衛は、前述したように中西宗助を撃射する役割を同苗から期待されていたと推定されるのであるが、右の経緯によって、その影響力は大きなダメージを被ったとみてよいのではないか。第Ⅱ期に、中西宗助・松野治兵衛に加えて開主善兵衛が加わったことは、中西への疑念が深まる中、中西の撃射を期待された松野の発言力が低下したことがあるのだろう。同時に本店の小林善次郎が開主とともに加わることになったのは、一面で本店一卷の業績が圧倒的であり、京本店・京両替店・京綿店から各一名ではバランスを失するという判断も働いたものと理解することができる。

(二) 綿店と中西・小林

さて、右にみた京両替店の経営状態の調査には、中西宗助と開主善兵衛があたっていたが【史料16】⁽⁸⁾、その開主率いる綿店⁽⁷⁾に対しても、中西が小林善次郎とともに痛烈な批判を加えたことが知られている。具体的な対立の状況をみるため、典拠となっている史料の表現の一部を検討しておこう。

【史料17】 享保二年（一七一七）十一月 中西宗助・小林善次郎「覚」⁽⁹⁾

覚

一、十六日御寄合之刻、綿店三年勘定出来之上、十分一無数有之ニ付、願書差出シ、私共ニ茂披見仕、存入共一分（高平）ニ宗竺様江可申上由被仰付、奉畏候、

一、先年新建之上、元手之切符を請取、店々相励、功納相納候外、余慶之内十分一被仰付之法を以、其店限ニ割遣候上者、何之願者可有儀も無御座、勿論歩割無数店ハ、第一大元方江之納も無数候へハ、手代へ之割ハ格別内証売徳納り無之ニ付、元ノ役たるへきもの歎かわしき存ル筈、然者割前無数筋を可存哉、然るに綿店願書ニ、本店割前ハ多く候処、綿店無数を割取せ候而者、却而店之かい出来可申与相見得申候、依之御思案被下候様ニと書出され候事、第一難文之筋ニ乍憚奉存候、其上元ノ兩人割前ハ相除キ、惣手代へ割遣シ申度と被申上候儀茂、聖人之様成書出し、然りハ各様より其旨ニ可被仰渡哉、彼是以兩人之書付之趣、不得其意文法に奉存候、

一、縦此度三拾貫目・五十貫目、大元方より出し遣し、割方被仰付候共、夫を是共存間鋪候、就中本店より足シ銀杯之義者、向後何分ニも難申請段相聞得候、前後思慮相付見候処ニ、其とりまへ所無之書出し、然者私共昧愚意ニ及申儀にて無之、難文之筋ニ奉存候、扱又此以後共ニ三年過候へハ、いつとても大勘定仕定ニ候へハ、以後共

ニ其品ハ替り候共、申出ス事堪申間敷候、依之自今綿店之致方相考見候処ニ、(中略)

(伊①高寛)

一、先年宗栄様綿店へ被仰付候ハ、組頭迄ハ相建、役頭以下者本店ニ限り、綿店ハ不罷成段被仰付候得共、其後本店之通名目を相建、末本店名目之外ニ茂近年者役柄相立候様ニ相見得、其上一何事によらず本店に不負様ニ其品相建、店杯も大キク罷成、普請等に至迄兎角肩を並候様成行方ニ成来、此余共ニ其仕形同前之御事ニ御座候、然共十分一二至候而ハ殆致方無之ニ付、難文を書出シ候様に相聞得申候、

(中略)

一、乍序申上候、江戸綿店、如何之筋ニも御座候哉、手代共折にふれ一致ニ不致、惣手代之内等(寛)を拵、一紙連判之族、粗相聞得候、是等之義茂、うわべ納り候様ニ相見得候而も、手代之一致之筋合無心元所も御座候、彼を存、是を考候時は、一方ならず右之通本店打込ニ被仰付、不易第一之御儀と被存候、

本店・綿店一致ニ仕候得失之事

一、綿店名目役人、是迄三十人余御座候処、十五人位ニ而相済ミ候事、
一、江戸・京・大坂綿店惣人数建、本店一致ニ仕候時は、四五十人減少仕候へ而、少茂不都合有之間敷事、

(中略)

小林善次郎 ㊦

中西宗助 ㊦

享保二年酉霜月

(高平)

宗竺様

(高谷)

宗印様

(高俣)
宗利様

(高久)
八郎次郎様

(高春)
治郎右衛門様

(高房)
八郎右衛門様

まず前提として、享保元年末の「大勘定」にさいして綿店の元ノ田牧・開主が提出した願書があり、これに対して本店一卷の中西・小林が意見を述べるよう求められ、記したものであることがわかる。高平に言上せよとの指示とあるが、この文書自体は三兄弟および高久・高春・高房の第二代三名に宛てられている。願書が提出された「十六日寄合」とは、正徳六年（一七一六）の定め（史料15）では三兄弟と元ノのみが集まる「内寄合」である。享保二年段階では、第二代の三名も出席するようになっており、その顔ぶれに対して報告されたものではないか。

さて、ここから読み取れる綿店一卷の願書の趣旨は、享保元年末の「大勘定」において業績が芳しくなかったので、ほんらい「功納外延銀」の十分の一をあてる手代たちへの配当が本店の手代たちへの配当に比して小さすぎ、士気にかかわるとして、綿店の元ノ兩名（田牧藤兵衛・開主善兵衛）が自分たちへの配当を手代たちに回すよう要望したものであったことがわかる。三〇〇五〇貫目を大元方が支出して綿店の手代に配当するという案が触れられているが、これは文脈上、綿店の請願でも本店一卷の対案でもなさそうで、同苗側が一つの案として出したものではないか。

これに対する中西・小林の反応は、まったく勝ち誇っているというほかはなく、綿店の手代たちへの配当が小さいのは現行の制度上当然で、綿店の元ノ兩名の責任であって、彼らの主張は到底理解しがたいもの（「難文」「不得其意文法」と述べる。全体に本店に張り合おうとする姿勢そのものを弾劾し、綿店一卷を本店一卷に吸収すべきことを詳しく論じ

ている。今後も三年が過ぎれば「大勘定」がありうる、と述べており、二度目の「大勘定」を経たこの段階では、三年に一度の「大勘定」が定例化することが決まっていたことがわかる。

江戸綿店で手代たちが徒党を組み連判して「一致」していない、との弾劾は、すでに見た本店一卷の重役たちが連判して特別会計を設けていたとの自己申告（【史料13】）や、再三本店一卷の結束を誇示するような主張をおこなってきたことと対比すると、興味深いものである。綿店の元々である田牧・開主を、手代を統率できていないと弾劾しているのであり、本店一卷に吸収すべきとの論理につながっている。

なお、開主善兵衛と本店一卷の関係は、単に対立しているというだけではなかったようである。後の享保一二年（一七二七）に、両替店が経営不振を打開するために手代たちに献策を求めた際、現在本店一卷の為替を大文字屋と「善兵衛殿」が扱っているが、「善兵衛殿」は格別として大文字屋の分は両替店でひきうける、という案があった。⁽¹¹⁾ 享保二〇年（一七三五）段階の調査で、京都で両替業を自分商いとしている善兵衛は開主だけである（『事本』二六〇二頁）。先述したように、本店一卷の為替などは、京両替店から分離した後は新設の中立売店で扱っていたのだが、この店が享保元年（一七一六）に本店重役の小林忠助に譲渡された後、本店一卷の為替の一端は開主善兵衛が担っていたのであり、事態は相当に複雑であった。

（三） 同苗と中西宗助

ここまでで、中西宗助による大元方の創設の経緯や両替店への攻撃を、享保二年（一七一七）の「中西宗助覚」によって見てきたのであるが、この文書の最大の主眼は、最後の箇条において三井同苗の濫費を批判することであった。該当箇所を掲げよう。文書全体の宛先は、三兄弟ほか、第Ⅱ期に「大元方勘定目録」に署名するようになる者ら、第二世

代の同苗七名⁽¹²⁾である。

【史料18】「中西宗助覚」〔『事資』五三頁〕

一、大元方取建候節御一家様方賄用不及なから凡銀高書付懸御目、先其格を以相渡候様ニ其節御意被遊、然に其後諸物高直、とれく様ニも御物入多く罷成時節到来ニ御座候得共、元来御連枝様御賄之筋ハ、乍憚御割方より其御分限之法を以、御銘々様御格式之御切符を以、賄入用大元方江可被仰渡所ニ、其儀無御座、是迄銀高何程ニも御判形之出次第相渡来候、ヶ様之被遊方ニ而者御銘々様御心次第之様ニ先者相聞得、行当り無之、不得其意筋故、宗竺^(高平)様江数度奉申上候処、此義成程御合点ニ御座候へ共、御思慮被遊候義御座候ニ付御猶予被遊候由、尤其埒相済候上者可被仰付由被仰、五六年以来御延引被遊候、乍憚此義者御家第一之定式たるへくと奉存候間、御老分様方御揃被遊候内、片時も早其分限を御建被遊、御子孫様方ニ至其法を以御異変無御座様ニ急度御建被遊候而可然御儀と奉存候、此儀一つ不調様ニ兼而私奉存居申ニ付奉申上候、(中略)此上ハ、乍恐若旦那様方御身持其外御賄用之入目等、御相心に儉約を被思召、御慎第一ニ被遊候ハ、御家長久之計事と奉存候、(中略)然に私如此御願申上候者、無抛存入乍憚御座候、其儀者口上ニ申上度奉存候、此場者御暇被下候ハ、御為ニも可然哉、私一分之慎御御座候ニ付御願申上候、(中略)弥以首尾宜敷役目御免被下候ハ、難有可奉存候、以上

ここで糾弾されているところでは、大元方創設以来、物価高もあり同苗の生活費は増大しているが、ほんらい同苗の生活費は、総資産に対する権利の割合にもとづいて大元方が支給するはずだが、現状はそのようになっておらず、「御連枝様」「若旦那様方」の望み次第に支給されてしまっている。これについて高平に改善を訴えたが、五、六年の間変

化がみられないという。六年前は正徳元年（一七一―）にあたり、大元方創設まもなく、中西宗助は状況を問題視したということになる。中西は特に若手の同苗に対して儉約を求め、最後にはさらに口上で述べることがある旨、進退を賭している旨も書き添えている。

戦鬪的な意見表明が数多く残る中西宗助にしても、手代として主人たちを批判するこの主張はかなり激越なものであり、そのために長々と自身の功績を書き連ねてあったものと思われる。

この時期の「大元方勘定目録」上に見える同苗の生活費については、大元方成立から享保二年（一七一七）まで、三兄弟もふくめ三倍近く増加し、「各家の増減の傾向は区々で、配分の比率に基準は見られない」「その都度、情状により渡されていた」が、享保四年（一七一九）に定額が設定され、事実上の減額となったことが指摘されている。⁽¹³⁾ 中西の書きぶりは、直接的には主に若い同苗をやり玉に挙げているが、暗に三兄弟も批判する趣旨となっている（これが「口上ニ申上度」ことだったかもしれない）。

大元方創設期の生活費支給のあり方について「聞書帳」をみてみると、宝永七年（一七一〇）七月に関連した記事がみえる。やや時代が前後するが検討しておこう。一九日、中立売邸（高勝邸、伊皿子家）での寄合の決定として「主中様方台所向買物調方、大元方ニ而上吟味可仕旨、被仰渡ニ付、廻状遣ス」とあり、各家台所役人への召喚状を記す。さらに続く記事を掲げる。

【史料19】 宝永七年七月二二日 大元方通達（「聞書帳」別一七〇甲）

口上

一、向後、所々御台所御賄方役人より御遺金目録仕立、出之帳面と押合被成、御渡可被成候、右之役人方より大元

方江目録差出申書ニ候、各御改被成候押合ヲ証拠ニ致、此方にてハ諸色入用之甲乙吟味仕迄ニ候、則各へ目録ヲ相渡、押合之改ヲ請候様ニ、右役人江於大元方申渡候、向後右通御心得可被成候、以上

七月廿二日

大元方

役人

八月三日廻ス

(京御用所)

中西彦四郎殿

(京西替店)

寺井瀬兵衛殿

(同)

窪田十郎兵衛殿

(京綿店)

久保儀兵衛殿

(中立売店)

浅尾用蔵殿

京都の諸店に宛てて、諸店から各家台所役人へ渡した金について、諸店と台所役人の申告を大元方で照合する方式が告知されている。京西替店のほか、京御用所・京綿店・中立売店からも、同苗に生活費を渡す場合があったことがわかる。この状態であれば、中西宗助が享保二年（一七一七）に述べたように（史料18）、大元方で額を把握することはできて、支出を抑えていくことは困難であつたらう。

さて、中西宗助の諫言（史料18）は、本稿でここまで検討してきた過程を踏まえると、単純に同苗の浪費傾向を批判したただけのものではない。前提として、先述した本店一巻による別宅手代への救済的な貸付が禁じられたこと、「大勘定」によって大元方が諸部門・店の「功納外益銀」を吸い上げる構造となつたこと、を考えるべきであろう。中西からすれば、自身が率いる奉公人集団が達成した、ノルマ以上の利益を原資として、かれらの個別経営（家の存続）を支

援していたものが、「功納外益銀」までも一律に大元方で吸い上げたうえで、自身の統制がおよばない同苗たちの散財に野放図に投入されていく、という変化が生じていたわけであり、これは容認できない事態だったのであろう。こうした事態への批判、改善の要求が、大元方の当初の趣旨の徹底という形で表明されていることは重要である。結局、享保四年（一七一九）に同苗の生活費の定額化、事実上の大幅な削減がなされるので、同苗に対する統制という点でも、少なくとも会計上、大元方の機能が強化されることになった。

なお、【史料17】【史料18】は、同月付であり、内容からみても一組のものとして考えるべきであろう。ただし、前者は大元方内部の議論のため、同苗から要請されて提出されたもので、同格の元ノを攻撃する趣旨をもち、中西と小林が連署しているのに対し、後者は中西が自主的に提出したもので、同苗を攻撃する内容となっている。主筋に対する厳しい諫言には、小林善次郎は同調しなかったのか、あるいは本店一卷が一体となって同苗を攻撃するかのような印象を与えて決定的な対立を招く事態を避けたのかは、判断しがたい。

以上のようにみてみると、第一章で見通した第Ⅰ期から第Ⅱ期への変化とかなり重なり合う事態が進行していたことがわかる。主要な元ノたちは相互に攻撃し合っており、高平を中心とする同苗は元ノたちを相互に牽制させているようである。さらに中西宗助は同苗に対して、大元方の趣旨の徹底という論旨で反撃を試みていた。

(四) 諸店と同苗の空間的關係

本稿のおわりに、【史料19】に関連して、諸店と同苗邸宅の位置関係について触れておきたい。【史料19】の宛先にみえている京御用所・京両替店・京綿店・中立売店は、いずれも同苗の邸宅の表にあつたのである。

京御用所は、大元方の所在地で、高平・高房邸（北家）の表側に置かれ、隣接した南側に高久邸があつた。京両替店

は高治邸（新町家）の表側にあった。中立売店は、故高富の存生中にその邸宅（本稿の時代には高勝邸）の表に開設された。⁽¹⁵⁾京綿店は、開店経緯や細かい位置などは不詳であるが、宝永元年（一七〇四）開店とされ、同年に地所が購入された高伴邸の表にあったらしい。⁽¹⁶⁾こうした空間的な関係から、【史料19】にみえるように、同苗の生活費を各店が支出するという状態を生んだものであろう。

さらに人的な関係をみてみると、宝永六年（一七〇九）に没した高富の葬儀や法事は、養子高勝（伊皿子家二代、実高利一男）が施主で、全体の指揮を中西宗助がとり、その下で中立売店の浅尾用蔵が、会計や高富妻の名代をつとめている。⁽¹⁷⁾高治が京両替店を支配して発展させたことは、宝永期の兄高富による家譜で称揚されている。⁽¹⁸⁾

高伴と綿店の関係については詳しくわからないが、のちに綿店一巻が本店一巻に吸収された後に、高伴が遺書に興味深いことを記している。⁽¹⁹⁾従来は「表綿店」が家を支配してきたが、本店の支配にあらたまったので、今後は家の役人は中西宗助の指揮を仰ぐべきこと、という。つまり従来は、京綿店の開主善兵衛が、高伴の家の家内奉公人をも指揮していたのであろう。別稿で指摘したが、高伴は宝永五年に、従来居住していた江戸から京都に移住し、翌宝永六年二月、江戸綿店に対する褒賞を、当時総帥であった兄高富と連名で通達している。⁽²⁰⁾綿店はもっぱら江戸で発展した部門で、田牧藤兵衛・開主善兵衛も江戸での活躍が特記されており、長年江戸に常駐した高伴との関係は、単純な位置関係のみならず、他の同苗よりやや近いものだったのかもしれない。⁽²¹⁾

このようにみてみると、同苗の創業世代四兄弟のうち、高平邸は御用所、故高富邸は本店一巻、高治邸は京両替店、高伴邸は京綿店と、空間的に関係が深く、大元方はこのうち御用所に置かれたと整理できる。通例、三井の体制においては、店舗と家・居宅の分離がいわゆるのであるが、初期には必ずしもそうではなかったといえる。さらに、対立する三部門の元々たちのうち、本店の中西・小林が亡き高富と深く結びついていたらしいことは拙稿で述べたが、⁽²²⁾さらに両

替店の松野治兵衛は高治と、綿店の開主善兵衛は高伴と、比較的近かった可能性もあるだろう。設立された大元方がその権威と機能を確立してゆくには、こうした関係を打破していかねばならなかったのかもしれない。

- (1) 『事實』に全文翻刻(二六五～二六六頁。解題七八九頁)。「事本」にも簡単に触れる(一一四頁)。
- (2) 宝永五年(一七〇八)から正徳三年(一七一三)五月まで、幕府の大坂御金蔵御為替という両替店にとって極めて重要な資金源が止まっていたこと(賀川前掲著一九八五、三三頁)が背景にあらう。これへの規制は、正徳改鑄後のデフレ傾向のなかで自己資本の比率を高める方針と理解できる。この時期に中西宗助が現金銀の備蓄を重視したことは、享保二年(一七一七)「中西宗助覚」のなかに出ている、中西の進言をもとに現銀三万両余が穴蔵に備蓄されたとの事例からも窺える(『事實』五〇頁)。
- (3) 享保元年下期「大元方勘定目録」続二八六六。「入方」の諸店の功納のうち、京両替店の額に付記されている。
- (4) 享保元年上期「大元方勘定目録」続二八六五。
- (5) 『事本』一一四頁。大元方設置直前の状況は、宝永五年(一七〇八)九月「両替店より指出候願書 呉服店取引一条」(統一七八九―二)にくわしい。
- (6) 「高富草案」(樋口前掲史料紹介、七一頁)。
- (7) 大元方創設以来、元建や功納は「綿店」一口であるので、綿店一巻が成立していたとみられるが、その経緯は明らかでない。ただし、宝永三年(一七〇六)ごろとみられる「高富草案」では、田牧藤兵衛は綿店、ついで新規に出された木綿店について、開主善兵衛については田牧から引き継いだ綿店について、業績を別に称揚している(中西と小林は一つの箇条の中で、本店一巻の確立も含めて賞されている)。他方で高富は、京綿店を京本店・京両替店とともに「元店」に位置づけ、田牧・開主を「綿店」の頭役として処遇しようとしていたから(拙稿二〇一六a、四三頁)、高富の時代に綿店についても整理が進んだものか。当初より諸店の結合が比較的強かったとも考えられる。

- (8) 『事本』一一五頁。享保四年とみえる記述となっているが、享保二年一月付の文書である。ウハ書には「戌年」とあって、翌年に提出されたものかもしれない。
- (9) 統一五七七—一。下書きも二通現存する（本一四八六—七〇・七一）。
- (10) 『事本』は、綿店の主張について「(1) 十分の一褒美銀の歩割は本店側に有利で、綿店の手代たちにとって不利」「(2) 元々である中西、松野の兩人への利益金配分が多すぎるから、これをやめて総手代へ配分してほしい」と解釈している。前者は制度批判とみたようにも読める表現であるが、中西らの批判では制度（功納の定額など）の妥当さは争点になっていないので、「本店割前ハ多く候処、綿店無数を割取せ候而者、却而店之かい」というのは、実際に配分される褒美銀の差が格差感を生むという目前の事態を問題にしたものだろう。後者については、「元々兩人割前ハ相除キ、惣手代へ割遣シ申度」という綿店の要望を、中西らは「聖人之様成書出し」と皮肉っているから、本文のように読むべきであろう。
- (11) 筒井伝兵衛《本店両替筋之儀存寄書》統二〇五五—一六。
- (12) 高久（高利九男・高平養子、四六歳）、高春（高利十男・高富養子、四三歳）、高房（高平子、三四歳）、高勝（高利十男・高富養子、二六歳）、高方（高治子・新町家二代、三〇歳）、高遠（高好子・室町家二代、二六歳）、高副（高治子、二五歳）。
- (13) 賀川前掲著二〇〇二、三三五—三三七頁。
- (14) 中西彦四郎の所属は前述。寺井瀬兵衛・窪田十郎兵衛の所属は「聞書帳」宝永七年（一七一〇）七月の通達状（『事資』二〇九頁）による。久保儀兵衛の所属は享保四年（一七一九）「両替店綿店名代元手銀并役料改申渡ス扣」（『事資』四〇六頁）による。浅尾用蔵の所属は、正徳四年（一七一四）三月・同五年一月の三兄弟申し渡しへの請書による（『稿本高平』七一頁・『稿本高伴』一二二）。なお浅尾は、享保四年（一七一九）には京両替店の名代として元手を申し渡されている（「両替店綿店名代元手銀并役料改申渡ス扣」『事資』四〇五頁）、中立売店が小林忠助に譲渡された際に京両替店に移ったものであろう。
- (15) 小川保「京都における三井家の屋敷―集積過程からみた特質」『三井文庫論叢』一四号、一九八〇年、二七三頁。

(16) 『事資』七六六頁。小川前掲論文、二七四～二七六頁。

(17) 「宝永六巳丑歳五月宗栄様御病中并御死後御法事」特七一八、「宝永七年寅四月御取越宗栄様御一周忌諸事入用帳」特七二一。

(18) 「高富草案」(樋口前掲史料紹介、六六頁)。

(19) 「書置之事」殊二〇九一六。寛保元年(二七四一)時点での写しも現存(新四三二)。

(20) 拙稿二〇一六a、五一・五九頁。

(21) 宝永期に高富が七名の重役の業績を列記した際、本店・両替店系の五名は「中興」と称したのに対し、綿店系の開主善兵衛・田牧藤兵衛は「開山」とされた(樋口前掲史料紹介、六九～七一頁)。同じ文書で、高平が記した高富の業績のうち、江戸で「綿木綿店」を「取立」たことが含まれているが(同六五頁)、高富の記し方としては、綿店系の諸店の開設・発展には同苗の関与が小さいと考えていたものであろう。なお綿店の店名前は、開店当初は不明で、宝永六年(一七〇九)に高勝(故高富養子)の「庄之助」を称したが(拙稿二〇一六a、七九頁)、享保元年(一七一六)八月に高勝が元之助と改めてから、同一四年に本店一巻への吸収に伴い店名前が八郎兵衛に変更されるまでの間、この名前を称している同苗はいないようである。外部から綿店の代表が呼び出された場合も常に手代が出頭したと思われ、綿店一巻の自立性の高さを示すかもしれない。

(22) 拙稿二〇一六a、五二～五四頁。

おわりに

本稿で検討した内容を、簡単にまとめよう。

第一章においては、「大元方勘定目録」の様式の変化を検討した。第1期(宝永七年～)には、委任を受けた中西宗

助・松野治兵衛による、高平・高治・高伴三兄弟への報告という形式である。第Ⅱ期（享保四年）には、元ノの輪番による三兄弟への報告という形式となり、同苗二世代の監査が加わる。ここから得られたのは、中西・松野の権限の分散、同苗の二世代の参入、という見通しである。第Ⅲ期（享保一八年）は、事務方による北家隠居高房への報告という形式になり、最高幹部と同苗による監査があった。見通しとしては、大元方の官僚化・高齢化、北家による支配の印象が強まる、等である。第Ⅳ期は、おおむね第Ⅲ期に等しいが、宛先がなくなり、報告形式でなくなる。大元方の上位に位置する権威者の不在であり、明和・安永期への道程と理解される。

第二―第五章においては、第Ⅰ期における諸文書を精読し、大元方をめぐる動向を、年をおって検討した。とりあげたトピックをざっと振り返ると、まず設立の意図と創設期の性格、正徳二年（一七一二）末の本店一卷による別宅手代への貸付の問題化、そこにみられた中西縁者への貸付・重役の集団性、ついで正徳三年前半に抜荷への警戒をめぐりあらわになる八郎右衛門高治と元ノの諸店支配をめぐる対抗関係、同年末の本店一卷系枝店の総決算と経営難の露呈、翌年上期の総決算「大勘定」の意義、これと同時に中西・小林がおこなった特別会計の存在の申告、別宅手代の救済策の建言、正徳六年頭の大元方改革、享保元年（一七一六）の「大勘定」の意義、中西宗助による京両替店・綿店一卷・同苗への攻撃、などであった。

個々の事例から判明したことは繰り返さないが、軸としては本店一卷をひきいる中西宗助・小林善次郎、特に大元方を設計・担当した中西宗助と、同苗三兄弟の対抗関係として整理することができる。争点は同苗と奉公人集団による利益の分配のあり方、奉公人の救済、大元方と諸部門・店の関係、すなわち中西ら元ノの権限と同苗の関与の度合い、等であった。中西宗助は、中西・小林が指揮する本店一卷の結束・自律性・同苗からの独立性を維持し、別宅手代の経営を保障しようとし、他方の三兄弟は、本店一卷があげた利益の使途、ついで利益そのものを自身らが臨席する大元方で握

ろうとし、本店一卷に介入してゆく。こうした対立関係の中で、資産の集約・再配分における大元方の機能がいちじるしく強化された。諸店・同族を統括する大元方の権能は、具体的な抗争の過程のなかで作り出されたものであった。

おわりに、第Ⅱ期以降への展望や課題を含め、論点を列記して、むすびとしたい。

まず、大元方という機関の性格である。会計上の機能というと、大元方の機能としてよく知られる利益の一元的な集約は、正徳期の対抗関係をふまえて形成されたものであった。ついで人の組織としては、当初は財産を共有する一族・元々の「会所」であったが、初期は老いた三兄弟から中西宗助への実務の委任という性格が強く、彼らの個性と力量、個人的な人間関係による部分はかなり大きく、彼らの間での調整が課題であったとみられる。彼らの緊張関係は、いずれも大元方の機能・規模の強化につながった。大元方の中核的な会合に代表を出す部門・店や同苗が増えれば、大元方そのものが対立と調整の場となっていき、中西宗助の地位は相対的に低下したと思われるが、本稿で詳細に検討した第Ⅰ期では寄合の史料に乏しく、十分に検討できなかったが、第Ⅱ期以降については寄合の体系的な記録が残る。これはごく少数数の実力者による調整が、より制度的な場での組織的な運営に変化したためとも考えられよう。制度的な分析によりなじむようになると思われるので、これを全面的に分析してゆく必要がある。

ついで、三井同苗による経営への関わり方、元々の地位についてである。第Ⅰ期の大元方は、創業世代は古い、中核となる高富を失い、第二世代はなお若いという状況下であり、その間くらしいの世代である元々たちの力がかなり大きかったと把握できる。したがって、どこまで元々の裁量（部門・店の自律的な判断）に任せるかが争点であった。この関係は、大名における当主と家老・支城主などの老臣との関係を思わせるものがある（一族間の対立に乏しい点はこの時期の三井の特徴であろう）。三兄弟による事業組織の掌握、元々の権限の抑制は、三兄弟が臨席する大元方の権限を強化する方向につながった。中西が主張した、相続講の設置、綿店一卷の本店一卷への吸収は、いずれも第Ⅱ期に入った

享保中期まで実施されなかった。中西宗助の建言書には、高平が即座に対応策を取らないことへの苛立ちが表明されている。⁽¹⁾綿店の本店への統合が進まなかったことは、従来開主・田牧や江戸の脇田の抵抗として理解されてきたが、それだけでなく、中西に対する同苗の牽制が背後にあったと理解されるべきであろう。三兄弟としては、中西・小林による本店一卷への強固な支配にメスを入れようとしていたのであって、彼らの権限をいっそう拡大するような処置は取りえなかったであろう。第Ⅱ期以降は、中西ら初期の元メが古い、第二世代以降の同苗が台頭し、その資質と権限の範囲という問題が浮上してくることが見通される。第Ⅱ期に入ってすぐみられる、高平の「親分」位の定置、同苗の生活費の固定化・削減、元メの総資産への権利の削除、といったトピックも、この動向の延長で理解してゆけるのではないか。

次に、本稿でみた、政治的ともいうべき抗争における各々の権力基盤である。三兄弟の命は、かれらの結束を基盤として発展してきた三井においては本源的な権威をもったはずである。元メたちも、宝永期までに各部門・店の運営を事実上支えて発展させた実績をもとに顕然たる存在感をもっていたが、三兄弟への抵抗を顕在化させる契機は、本稿でみた限り、二度の「大勘定」であった。前提として、大元方と諸部門・諸店の会計上の関係を明文化し、業績を数値により可視化する元建・功納の枠組みがある。これは高富の存生中、まず本店一卷の京両替店からの分離において実施されており、中西が設計したものであろう。さらに個々の手代への配当以外の余剰利益を部門・店から大元方へ納めさせる「大勘定」は、中西宗助ら元メの裁量で動かせる資金を、三兄弟が臨席する大元方に全て吸い上げる趣旨で始められたとみられる。中西はこれを利し、結果として顕示された本店一卷の巨大な業績を背景に、積極的な動きをみせ、拡大する大元方に加わってくる他の元メや同苗にすら攻撃を加えた。数字で元メたちの貢献度が三井内部で広くかつ露骨に示されるこの体制は、商家一般に敷衍できるものというよりは、三井固有の制度によっている。

次に、中西宗助の存在感と他の元メの評価である。本稿で分析した内容は、大元方の立案者である中西宗助を軸とし

て変化を理解することがおおむね可能であり、第Ⅱ期から第Ⅲ期への変化が中西の死没と同時期であることを考えると、享保末ころまでは同様とみられる。しかし本稿で使用した史料は、ほぼすべて作成や宛先などに中西宗助がかかわっているから、他の元々の個別の意見や動きがあまり見えてこないのは、史料的な制約に基づくものかもしれない。中西宗助の評価を定めるには、まずその残存文書の体系的な把握に加え、他の重役についても考慮しなければならぬ。まず江戸の脇田藤右衛門は、積極的に反抗している様子はみられないが、中西・小林と連署して本店一卷として意見を述べている例もない。中西宗助・小林善次郎とともに「大勘定」で特権的な配分に預かったのが正徳四年度のみで享保元年度は対象外であったこと（『事本』一〇八頁）や、中西・小林兩名で三都の呉服店を支配しているとの文書（【史料10】）からみて、脇田は半引退だったのであろうか（享保元年で五九歳）。江戸は上方から遠く、常駐する同苗が輪番制となつてゆくと、江戸に居住する最高幹部はかなり重要となつてくるであろう。ついで、中西宗助とともに大元方の設計から携わった両替店の松野治兵衛は、じつに延享二年（一七四五）までの長期にわたって大元方に列席したが、具体的な動きがほとんど分からない。また大坂の野崎新兵衛は、本店一卷の成立にともない大坂呉服店から切り離された可能性がある。ほぼ中西の同調者としてしか見えてこない小林善次郎もふくめ、断片的な情報や利害関係の想定から、たんに彼らの立ち位置を考えた上で、中西宗助自身の評価も定めるべきなのであろう。

最後に、決算にかかわる人員の問題である。本稿では第一章におけるごく外形的な検討にとどまったが、第Ⅱ期以降に元々の重役の間与が提出者から監査者にかかわること、また宛先がなくなることは、組織の成熟・確立、あるいは官僚化・形骸化という意味で重要な問題である。従来帳簿については、古文書学的に作成者などの変遷を検討することはあまり行われていないが、帳簿も作成の意図や内容の限界を含むものであり、文書と同様の方法によっても性格の批判的検討を深めてゆく必要がある。本稿ではもっぱら「大元方勘定目録」のみを検討したが、「大録」⁵⁾や各店の目録に

についても同様の検討を加えなくてはならないであろう。

- (1) 「中西宗助覚」『事本』五二・五三頁。
- (2) 『事本』一〇五～一〇八、一一四～一一五頁。
- (3) 中西家に伝来した史料が三井文庫にかなりあるため、草稿や手控えの類も参照できるが、独立した文書群にはなっておらず諸店の書類と混在している。三井への流入過程や残存範囲の特徴などを考えることを通じて、中西像を相対化できるかもしれない。なお、小林家伝来の文書も同様に若干存する。他の重役については、彼らの手元文書はほとんど残らない。
- (4) 『事資』では、事業組織の統合を進めようとする中西宗助に対して、江戸の脇田藤右衛門が反対・抵抗していたと叙述されているが（一〇八、一一四）、典拠は不明である。「中西宗助覚」のむすびに『事資』五四頁、「殊更藤右衛門を初ケ様之御願者不仕処」とあるのをそう解したのかもしれないが、前は「且元ノ役御目金を以被仰付候面々、誰におろかなく其忠功夥敷有之御事」、後は「然に私如此御願申上候者無扨存入乍憚御座候」と続く文であるから、（最長老である）脇田以下の等しく功績の大きい元ノたちが誰も主張しない同苗への批判を、（若手の）自分が敢えてするのはなぜか、との趣旨と読むべきであり、脇田を特に批判する文ではないであろう。
- (5) たとえば享保一〇年（一七二五）の本店一卷「大録」は、京本店元ノ・名代が連署し、元方掛同苗三名に宛てられ、「右之通相改相違無御座候」として中西宗助が、「右勘定之表立会相改申候」として元方掛同苗三名、および綿店の開主善兵衛・両替店の松野治兵衛が奥書している。元ノの奥書については、元ノ相互を監視させる体制と思われ、高富時代の宝永四年（一七〇七）に一応定められているが（拙稿二〇一六a、四六頁）、連続性は未詳である。

（付記）本研究はJSPS科研費16K03065の助成を受けたものである。